

384-43



1200501455378

384

43

〇
複
写



始



38/

4

蕉山

德富猪一郎著

近世日本
國民史

安政大獄中篇

東京民友社發行

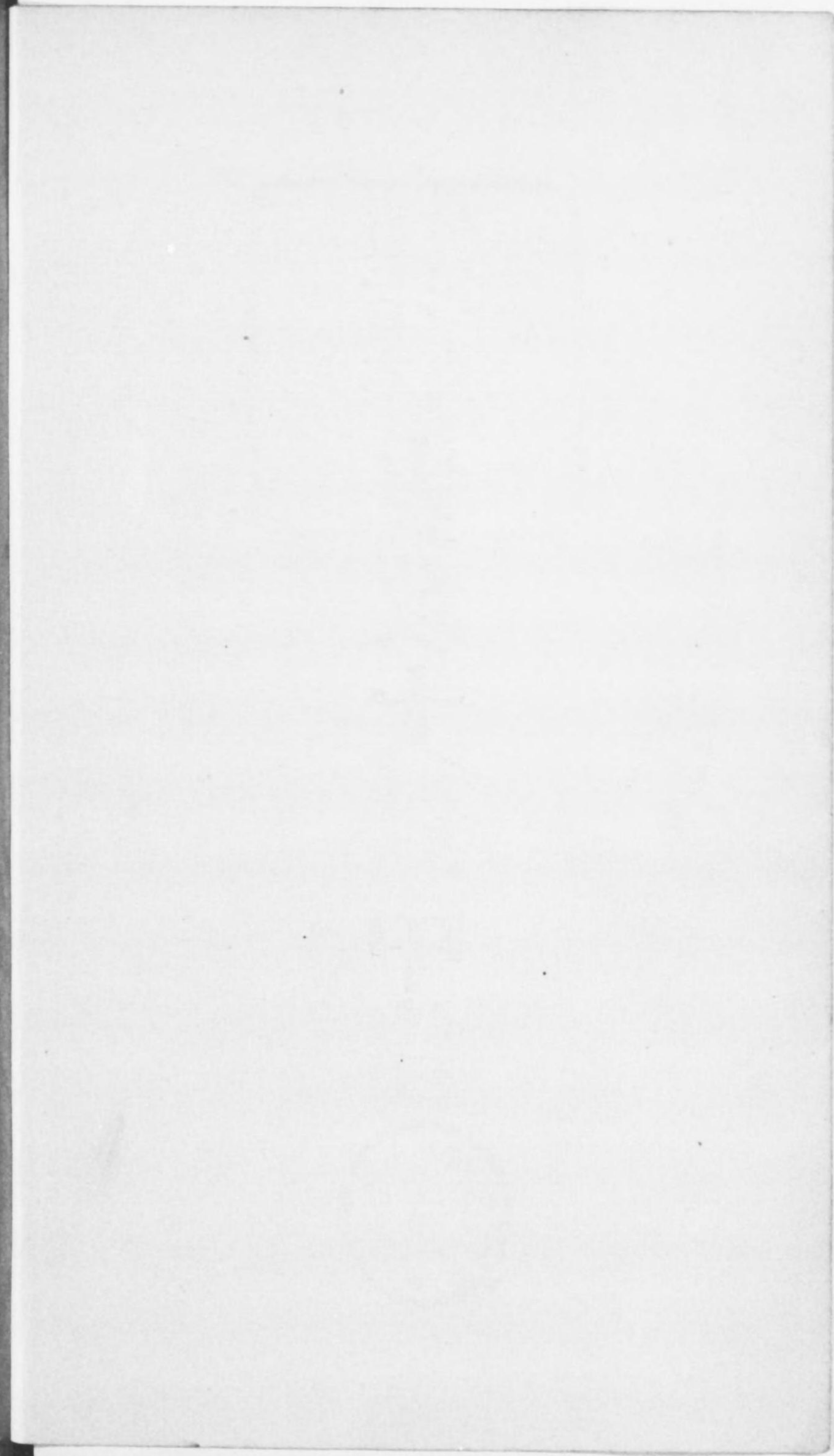
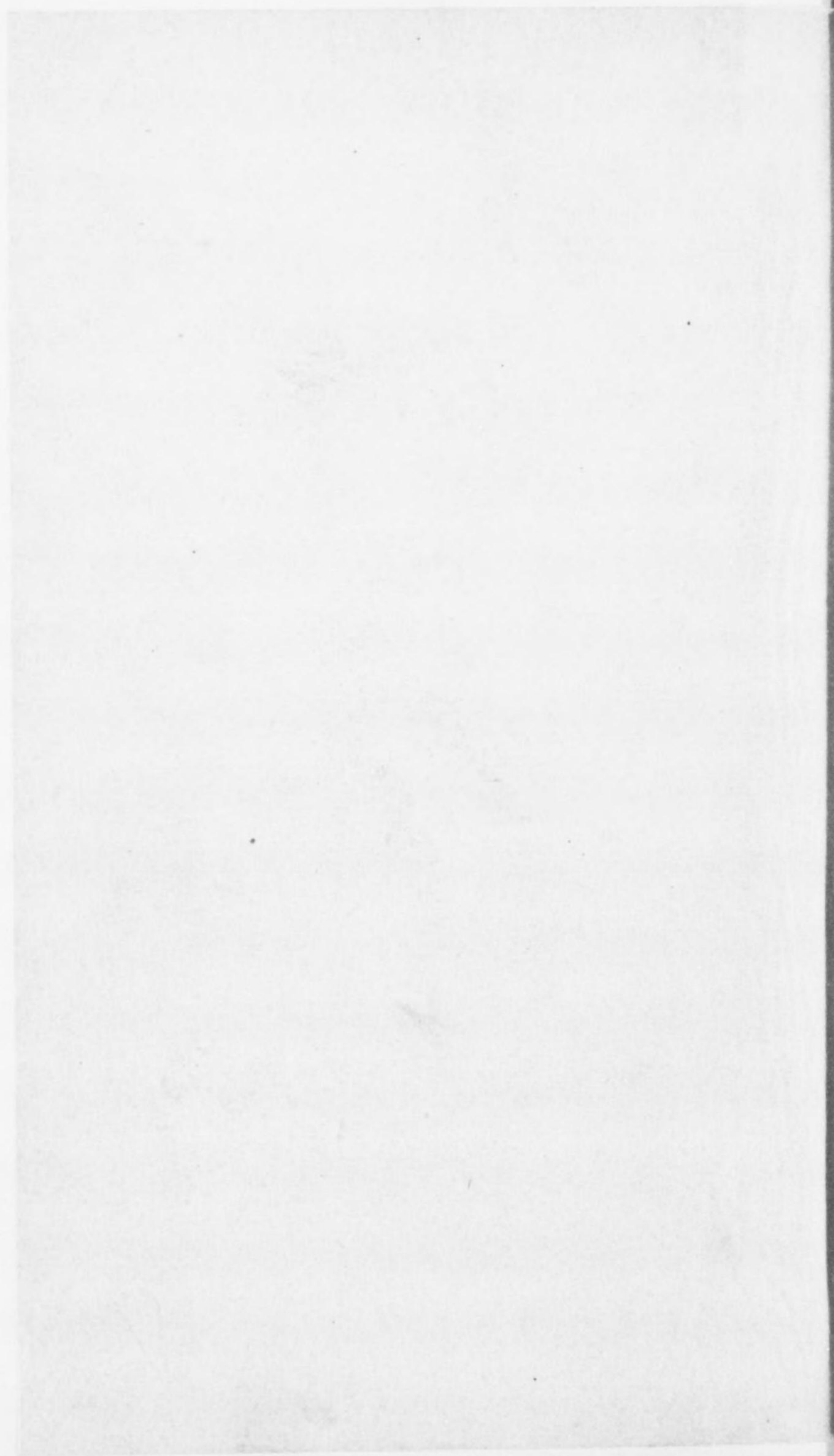
482



近世日本
國民史

安政大獄中篇







九條尚忠畫像 (鹽小路光治氏所藏)

著者少壯
觀の井伊

安政大獄中篇刊行に就いて

予は本來寧ろ井伊直弼の同情者であつた。明治二十一年の秋冬、嶋田三郎君は「開國始末」を著はし、井伊直弼が、日本に於ける開國の元勳であることを敘述し、當時の諸名士に、論評を徴し、遂ひに予に及んだ。當時予は未だ二十六歳の、然も田舎から驅け出しの少壯記者にして、日本の維新史に就いても、固より十分の研究を積む可き筈もなく、嶋田君の該著を一讀して、始めて井伊其人の眞面目を發揮したるを覺え、窃に之を以てカーライルが、クロンウエルを描いて、其の眞面目を露出したるに比し、聊か卷末に數言を題し、其需に應じた。若し何人にせよ「開國始末」を披讀し、其の卷末に到らば、必らず予の跋文を發見するであらう。此れは當時に於て、予の僞らざる告白であつた。

*
*
*
*
*
*
*
*
*
*

開國始末に關する

爾來予は幕末の故老、勝、福澤、福地、田邊諸家の井伊直弼に關する論評を讀み、且つ自から嘉永、安政の政史に就いて研究し、併せて水戸側の諸記録、及び越前家—松平春岳、中根雪江、橋本左内—君臣の文書を精査し、而して更に朝廷側の諸記録に徴し、且つ井伊家に關する諸資料を獵涉し、始めて井伊直弼其人の、日本維新史に於ける立場を詳にするを得たる心地がした。而して當時二十六歳の少壯記者たる予が、嶋田三郎君の「開國始末」の爲めに、誤られたることの少小でなかつたことを發見した。人各々所見あり、予は決して嶋田君が井伊直弼其人を以て、典型的開國者視するを咎めない。但だ予が年少不學にして、それを輕信したるを、今日に於て遺憾とする。

井伊の勤王心

予は否井伊論者の如く、眞甲から井伊直弼其人を以て、直ちに逆賊直弼と痛罵するを好まない。井伊其人の立場からすれば、彼亦た自から信ずる所ありて然したのであらう。而して井伊家は、祖先以來京都に近接して、其の封土を享け、

井伊の立場

一朝事ある時は、鳳輦を奉じて、金龜城—彦根城—に移し奉るを、傳家の秘策としたる程なれば、固より直弼其人には、彼れ一家相傳の勤王心とも云ふ可き或者を持つてゐたには相違あるまい。然も彼自から京都通を以て任じたる程なれば、彼が必らずしも朝廷に對して不利、不忠を、根本的に謀るものとは信ずることは出来ない。

けれども彼は所謂反動黨の首領であつた。彼の眼中には徳川幕府あるのみ。彼は徳川幕府第一主義者であつた。而して彼は阿部伊勢守によりて、新たなる事體に順應す可く、開始せられたる、公武協戮の方針を一變して、幕府專制の古に復さんと努力した。而して一切の政策を、此の方針から割り出したるからには、其の朝廷に對する態度も、之を察知するに難くはあるまい。彼は必ずしも朝廷を敵視したる者ではない。されど若し朝幕一致せざる場合、若しくは朝廷が幕府の不利を謀り玉ふ場合、若しくは幕府が朝廷の爲めに、其の本來

の権力を失はんとする場合には、彼は幕府第一主義者の本色を發揮するに遲疑しなかつたことは勿論だ。要するに彼の勤王は、朝廷が幕府に對して順應し玉ふ範圍に於ける勤王だ。それ以上、若しくはそれ以外に於ては、彼は決して勤王者ではなかつた。嘗だに勤王家でなかつた計りでなく、如何なる壓迫をも朝廷に加ふることを辭さなかつたことは、本書を通讀すれば、自から分明であらう。而して若し朝廷に於て、更らに幕府に對して反對遊ばさるゝが如きことありたりとせば、何人か敢て彼が承久の故事に倣はざるを斷言し得る者があらう。承久の故事が、單に風説や、噂のみに止つて、事實として現出しなかつたのは、井伊其人の勤王心の爲めと云はんよりは、寧ろ朝廷が井伊の命令通りに屈從し玉ひたる結果と云ふが至當であらう。

當時の世評では、——井伊大老時代から、安藤執政時代にかけて——承久の故事は勿論、之を聽くだに厭はしき廢帝云々の説さへ出で來つた。予は井伊其人

が當時に於て、斯る目論見あつたとは信じない。そは其の必要ないからだ。詳に云へば主上は井伊の朝廷に對する施爲には、尤も御不満であつたに相違なかつたが、然も天下治安の爲めに、御一身を犠牲と遊されて、枉げて之を聽納し玉ひしからだ。如何に物數寄の者でも、其の必要なに、朝廷に向つて暴威を逞うする者はあるまい。況んや井伊も一通りは、政治の何物たることを、且つ勤王の何物たることをも、心得居る者に於てをやだ。されど若し當時の朝廷が、井伊の申分を一切御斥け遊されたならば如何。即ち主上か飽迄も鷹司父子や、近衛忠熙や、三條實萬を庇護し遊ばされ、九條尙忠を排斥遊ばされ、青蓮院宮尊融親王を重用遊ばされたならば如何。將た民間諸有志の意見を聽こし召され、それを實行す可く幕府に御下命あらせられたならば如何。斯る場合が無かつたから、井伊の勤王心を試すの機會が無かつたのだ。若し萬一さる機會が來つたならば、何人か敢て井伊が北條氏たらざることを保證し得るものぞ。

井伊不臣
の咎を免
る

要するに井伊をして不臣の咎を受けしめ玉はなかつたのは、孝明天皇が寛仁大
度の致す恩恵にして、決して井伊其人の勤王心の醇正にして且つ深厚であつた
爲めとは断言し難い。若し孝明天皇が後鳥羽上皇で在せられても、井伊直弼は
決して北條氏たらずと保證し得る人あらば、須らく之を保證する丈の案件を
提供す可き義務あることを銘記せねばならぬ。但だ若し既然を以て未然を察し
得可しとせば、井伊が京都に向つて加へたる迫害と、壓制とは、萬一の際には、
井伊其人は北條氏たることを仕かねまじき者である證據となる可きを否定する
ことが出来ないのを悲しむ。鹿を遂ふの獵師は山を見ず。徳川氏萬能主義の井
伊が、京都の仕向け次第にて、如何なる程度まで、彼が皇權を壓迫し來る可
乎。天下何人も其の限度を明言し得る者はあるまい。何れにしても我等は我が
維新の史上に、斯る事件の出来しなかつたことを仕合せとする者だ。

政治家と

井伊直弼が自から大老たらんとする野心は、其の兄の跡目を相續して、彦根城

伊しての井

主となりて幾許もなく出で來つたものであつたことは、直弼の友人である伊達
宗城杯の看破したるところにして、萬疑を容れない。(參照 井伊直弼執政時代緒言)
此れは必らずしも井伊直弼其人の爲めに病む可きではない。苟も天下に志
あるものが、其の位地を得んことを欲するは、當然の志趣である。之を目して
名利の爲めに役々すると云ふは、決して篤論でない。されど政治家としての井
伊は、殆んど何等の取柄が無い。彼の反動政治は、日本の爲めにも、徳川氏の
爲めにも、將た皇室の爲めにも、何等の善果をも齎さ無かつた。若し強ひてそ
の一ありとせば、そは只だその爲めに、維新改革運動を激成し、徳川氏の命脈
を縮めたるの一事のみであらう。けれどもそは井伊其人の目的とは、全く正反
對の結果であることは、必らずしも予が故らに指點する迄もあるまい。
但だ意外なるは、井伊の手先となりて、京都に於て暴威を振うたる間部詮勝が、
一時は罪を被りたるも、明治の御代迄、八十餘齡を保ち、天年もて終りたる
は、天網甚だ疎なりと云はん乎。將た彼も最後に至りては、聊か自から遲疑す

意外の事

る所あり、遂ひに井伊より排斥せられたるが爲め乎。將た彼は單に井伊の爲めに使役せられたる者にして、自から主持する所なかりし爲め乎。

昭和七年十月十八日午前三時半、山中湖ホテルの五號室電燈下に於て、時に奇寒身に迫る。

蘇峰古稀叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第十二冊、織、豊、徳、以來通計四十一冊。
- 一 本篇は昭和五年十二月十八日起稿、昭和六年二月二十日脱稿。
- 一 目下第四十二冊「安政大獄下篇」第四十三冊「櫻田事變」第四十四冊「開國初期篇」第四十五冊「久世、安藤時代」第四十六冊「文久大勢一變上篇」を稿了し、第四十七冊「文久大勢一變中篇」を起草中。
- 一 本著の進行は、豫定以上の進捗無く、又た豫定以下の遅滞無し。事實全く豫定通りである。
- 一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和七年十月十九日 大森山王草堂に於て

蘇峰古稀叟

近世日本
國民史 安政大獄中篇 目次

第壹章 井伊派對否井伊派の情勢……………一

一 井伊直弼の心事……………一

至尊御思召〔一〕 幕府の思はく〔二〕 井伊側の立場〔三〕 水戸齊昭手入〔三〕 悪謀家抑索の要〔三〕 強硬政策の必要〔四〕 井伊の根本主義〔四〕

二 安政五年に於ける水戸の現状……………五

齊昭類館〔五〕 騷亂も驚馬に如かず〔六〕 齊昭父子の不協調〔六〕 水滸黨争の激烈〔七〕 松平頼胤の野望〔八〕 水滸無力〔八〕

三 水戸藩正議派中の異論……………九

十八十色〔九〕 勅書を廻りての異論〔九〕 皆他力本願〔一〇〕 安島の後悔〔一一〕

水戸激派の論〔一一〕 水藩士不一致の極〔一二〕 統一の不可能〔一三〕

四 井伊派と否井伊派との對抗……………一三

井伊派の陣立〔一三〕 正義派の烏合〔一四〕 井伊派の味方〔一四〕 青蓮院宮〔一四〕 井伊の勢力〔一五〕 諸藩の微力〔一五〕 尊皇論者の無統一〔一六〕 各藩士浪人の申合せ〔一六〕 正義派の無力〔一六〕

註 禍機潰裂〔幕末政治家〕……………一七

第二章 京都の近状……………一八

五 間部詮勝の入京……………一八

有志者の計畫組織〔一八〕 有志の窮境〔一八〕 間部上京の使命〔一九〕 間部の決意〔一九〕 朝廷の實力缺乏〔二〇〕 有志者の空宣傳〔二〇〕 有志者の無中心〔二一〕

六 間部入京後の京都〔一〕……………二二

九條關白辭職の重大事〔二二〕 九條關白辭職抑留〔二二〕 烏田苦心〔二三〕 鶴飼密封物〔二三〕 水隠悪計〔二四〕 幕府の對水戸嫌疑〔二四〕 鶴飼密書の影響〔二五〕

七 間部入京後の京都〔二〕……………二五

間部意氣込〔二五〕 九條亦元氣發揮〔二六〕 九條派目的達成を喜ぶ〔二六〕 死物狂の連中制御策〔二七〕 井伊派の對策〔二八〕 井伊派の用意周到〔二八〕

八 間部入京後の京都〔三〕……………二九

奸人早々刈取の要〔二九〕 所謂高貴の族〔三〇〕 兩三人召捕の事〔三〇〕 長野忍び上京〔三〇〕 酒井氏の態度不徹底〔三一〕 長野等酒井に憐焉〔三二〕 酒井氏讒弄さる〔三二〕

九 長野の報告せる京都の近況〔一〕……………三三

長野上京公表〔三四〕 薩土長藩出兵の噂〔三四〕 彦根藩の京都警戒〔三五〕 右要領〔三五〕 鶴飼召捕の幸福〔三六〕 小林民部召捕〔三六〕 堂上方恐怖〔三七〕

一〇 長野の報告せる京都の近況(二)……………三八

九條井伊共謀説(三八) 酒井に對する不滿(三九) 不如法法親王(四〇) 宮中反對一掃策(四一)

一一 近衛忠熙等の釋明書……………四二

近衛一派壓迫の要(四二) 宸襟御惱み第一件(四二) 宸襟御惱み第二件(四二) 九條に對する詰問(四三) 廣幡萬里小路の真相告白(四三) 九條恐縮(四四) 九條等辭職行程(四四) 廣橋引籠(四四) 總州書狀取計方不行届(四五) 正義派釋明(四六)

註 京都の勢索然〔安政紀事〕……………四六

第三章 京都に於ける酒井間部の態度……………四七

一二 堂上諸卿に與へたる酒井所司代の警告書(一)……………四七

酒井の立場(四七) 酒井の態度(四七) 警告書本文(四八) 幕閣心事(四九) 責任轉荷(四九) 儒醫浮浪者(四九)

一三 堂上諸卿に與へたる酒井所司代の警告書(二)……………五一

外夷の患(五一) 國內不穩の恐れ(五一) 堂上反省の要(五二) 朝廷の爲をばかる(五二) 警告書の効果(五三) 再び堂上態度緩和を勸む(五三) 警告書有効〔五四〕 幕吏の手主上側近に及ばんとす〔五四〕

一四 酒井忠義の參内……………五五

忠義參内(五五) 近衛氏口述控書(五六) 外交の真相朝廷に不明(五六) 叡慮違奉の困難(五七) 朝廷方交讓(五八) 實行困難の問題(五八)

一五 九條尙忠復職の前提……………五九

關白辭職問題の因由(五九) 幕閣衝動多大(五九) 志士追跡やゝ急(六〇) 志士

恐怖〔六〇〕 京紳の陣立〔六一〕 口述書要項〔六二〕 正議派叩頭の端〔六二〕

一六 長野の意見書(一)……………六三

長野島田の飛躍〔六三〕 鶉飼捕縛の効果〔六三〕 鶉飼申口〔六三〕 近衛殿等の計
〔六四〕 長野酒井意見の相違〔六五〕 酒井警告書の悪結果〔六五〕 長野意氣込
〔六六〕

一七 長野の意見書(二)……………六六

所司代枝葉論〔六七〕 酒井用心ばかり〔六八〕 天下一大事の證人〔六八〕 長野の
初一念〔六九〕 正議派罪案構成〔六九〕

一八 長野の意見書(三)……………七〇

内間柔弱の體見すかされ〔七一〕 非道飽迄穿鑿の要〔七一〕 小林召捕〔七二〕 鶉
飼密書利用さる〔七二〕 長野の宮中一洗策〔七二〕 小林申口〔七三〕 長野右申口
利用〔七五〕

一九 宇津木の返書(一)……………七六

長野意見書の反響〔七六〕 井伊精勵〔七六〕 一橋給旨〔七七〕 水府方押掛説〔七
七〕 自畫自贊〔七七〕 所司代枝葉〔七八〕 鷹司父子遠島申立〔七八〕 關東酒井
の腹中觀破〔七八〕 酒井窮餘の思付〔七九〕

二〇 宇津木の返書(二)……………八〇

宇津木の問部評〔八〇〕 問部外硬内柔の疑〔八一〕 兩條極秘〔八一〕 問部輕率
〔八一〕 將軍宣下に就き〔八二〕 問部また弱腰〔八三〕

第四章 井伊側の問部觀……………八四

二一 鷹司父子遠島の意見に付て問部と

井伊側との往復……………八四

問部見込〔八四〕 公家兼法度〔八五〕 公家遠島前例なし〔八五〕 井伊側答案〔八

六) 井伊等の目的(八七) 鷹司遠島論不採用(八七)

二二 兵庫開港に關し間部と井伊側との

往復……………八八

間部の兵庫開港觀(八八) 間部酒井同腹か(八九) 間部軟化(八九) 兵庫開港取
止案(八九) 井伊側指令案(九〇) 兵庫開港撤回の困難(九〇) 到底出來ぬ相談
(九一) 期待裏切らる(九二)

二三 間部、酒井對長野、宇津木 (一)……………九二

長野島田の朝廷一掃案(九三) 酒井臆病再發(九三) 小林金田白狀件々(九三)
小笠原への注意(九四) 將軍宣下の恐悅(九四) 間若埒明のみ願望(九四) 問題
焦點朝臣處分にあり(九五)

二四 間部、酒井對長野、宇津木 (二)……………九六

酒井漸次強硬(九六) 關白辭職差留(九七) 九條勢力漸次回復(九八) 酒井氏功

績(九八) 井伊一派の腹黒(九九) 井伊派中の最硬者(一〇〇)

二五 間部、酒井對長野、宇津木 (三)……………一〇〇

井伊派全勝の凱歌(一〇〇) 九條復職を肯ぜず(一〇一) 賞罰分明取扱の要(一
〇二) 根本的禍因根絶の要(一〇二) 恐れ多き事(一〇三) 九條派成功復職(一
〇三) 志士審問経緯(一〇四) 志士江戸に羅致の事(一〇五)

第五章 九條尚忠復職……………一〇六

二六 九條尚忠復職の順序 (一)……………一〇六

正義派身邊の危殆(一〇六) 公家恫喝さる(一〇六) 九條復職内論(一〇七) 二
條齊敬毅旨傳達(一〇八) 九條勅答案文(一〇九) 九條氏底意(一〇九)

二七 九條尚忠復職の順序 (二)……………一〇

九條氏手段(一一〇) 齊敬迄口上(一一一) 保障を欲してか(一一二) 九條正義

派に迫る(一一二) 朝廷評定の結果(一一三) 潮合見計ひの結果(一一三)

二八 九條尚忠復職の順序(三)……………一四

關東の九條辭職反對(一一五) 反對表明の露骨(一一六) 幕府の叡慮反抗(一一六) 朝廷の衝動多大(一一七) 主上御心配(一一七)

二九 九條尚忠復職の順序(四)……………一八

忠香承服説(一一八) 二條氏また同様(一一九) 九條家へ申入方(一一九) 在廷諸臣の心事(一二〇) 關東の威壓を恐る(一二〇) 勅使九條邸参向の順序(一二一) 酒井氏遊説の効果(一二一) 只中山非屈服説(一二二)

三〇 九條尚忠復職に關する宸翰……………二三

九條自重(一二三) 九條申分陳述(一二三) 至尊釋明(一二四) 全然氷解(一二四) 主上御腹中(一二五) 内覽の事(一二五) 關東威壓極まる(一二六)

三一 九條關白の復職……………二七

近衛氏以下外夷係辭退(一二七) 九條復職の爲の一作用(一二八) 鷹司輔照辭職(一二九) 右却下(一二九) 外夷一件掛辭退事情(一二九) 九條復職障礙物除去(一三〇) 近衛氏内覽辭退聽許(一三〇)

第六章 間部の参内と言上……………三一

三二 徳川家茂の將軍宣下……………三七

將軍宣下運動(一三二) 將軍宣下前例(一三三) 朝廷の引延ばし主義(一三三) 引延ばし主義の一變(一三四) 一變の理由(一三五) 將軍宣下(一三五) 註 將軍宣下の勅使下向(議奏記録抜萃)……………一三六

三三 間部詮勝初めて参内す……………三七

間部参内遅延(一三七) 間部漸く参内(一三七) 天顔を拜せず(一三八) 朝廷間

部参内を危険視す〔一三九〕 間部参内報告〔一四〇〕

註 間部参内に就き宮中都合同ひ〔言渡〕……………一四〇

三四 間部詮勝言上書付(一)……………一四一

言上書付本文〔一四一〕 三家諸大名意見〔一四二〕 右要領〔一四四〕 多数の非開
戦説〔一四四〕 戦争回避の大勢〔一四五〕

三五 間部詮勝言上書付(二)……………一四五

日米調印の事〔一四五〕 ハリス恫喝鴉呑〔一四六〕 餘儀なき事情説明〔一四七〕
公論採用〔一四七〕 一種の夢物語〔一四九〕

三六 間部詮勝言上書付(三)……………一五〇

外夷撫恤の事〔一五〇〕 幕府當局の憤々〔一五〇〕 一種の空言〔一五一〕 至諒耳
目變動の計〔一五一〕 永世安全の策〔一五二〕 神宮神慮御何の事〔一五二〕 以上
要領〔一五三〕

第七章 間部の欺瞞策……………一五四

三七 間部詮勝の詭辯……………一五四

間部九條に呈する書〔一五四〕 兵庫閉鎖の意見〔一五四〕 右の眞意如何〔一五五〕
調印責任の轉荷〔一五五〕 邪謀鎮定の爲〔一五五〕 容易ならぬ文言〔一五六〕 外
夷制御の策〔一五六〕 難題を政敵に推譲〔一五七〕

三八 間部詮勝詭辯の上塗(一)……………一五八

所謂別紙〔一五八〕 米船渡來の始め〔一五八〕 一片の小説〔一五九〕 また事實相
違〔一六〇〕 齊昭弘化の遭厄〔一六〇〕 水戸を陥る甚し〔一六一〕 無責任の放言
〔一六一〕

三九 間部詮勝詭辯の上塗(二)……………一六二

總て水戸陥れ〔一六二〕 一々誣言〔一六三〕 水戸の京都手入〔一六三〕 家定死因

の疑〔一六三〕 無稽の妄説〔一六四〕 また添書呈出〔一六四〕 全く無根の事〔一六五〕 井伊開港の決意〔一六六〕

四〇 間部詮勝詭辯の上塗 (三)……………一六七

見え透ける詭辯〔一六七〕 辨妄無用〔一六八〕 聖明冒瀆〔一六八〕 別段請書〔一六八〕 内外大患の恐れ〔一六九〕 毎度の口辯〔一七〇〕 總て辭柄〔一七〇〕

四一 間部詮勝詭辯の上塗 (四)……………一七一

外人漸次遠ざかるべしとの説〔一七一〕 今節斷絶の不利〔一七二〕 開戦の恐れ〔一七二〕 誣妄甚し〔一七三〕 將來の必勝〔一七三〕 將軍心痛〔一七四〕 追て引戻しの計〔一七四〕 以上口實の影響〔一七五〕

四二 九條、萬里小路と間部との問答……………一七五

小御所問答〔一七六〕 方便申譯の害〔一七六〕 夷人不參の工夫〔一七七〕 只武備充實を待つ〔一七八〕 夷人をよせざる計〔一七八〕

註 幕府朝廷詭妄の辯〔幕末政治家〕……………一七九

四三 間部參内に就ての宸翰 (一)……………一八〇

間部參内に就き主上思召〔一八一〕 間部心中看破〔一八一〕 間部老翁〔一八二〕 九條の對話感想〔一八三〕 下田條約に引戻し談〔一八四〕 聖明欺騙〔一八四〕

四四 間部參内に就ての宸翰 (二)……………一八五

九條輕信〔一八五〕 堺東の解〔一八五〕 右府辭官中止〔一八六〕 鷹司宮中席次變更の事〔一八六〕 主上案外の思召〔一八七〕 主上御疑惑〔一八八〕

第八章 間部の腰挫く……………一八九

四五 間部の薄志、井伊の豪腸……………一八九

主上御安心〔一八九〕 間部歸東の志〔一八九〕 參内前に歸東の志發す〔一九〇〕 井伊返事〔一九〇〕 歸東を許さず〔一九一〕 心境變化を疑ふ〔一九二〕 必死覺悟

を要す〔一九二〕

四六 井伊對間部、酒井……………一九三

大立物二人〔一九四〕 兵庫開港あくまで不許可〔一九四〕 軟派の魁〔一九四〕 井伊酒井間部に不満〔一九五〕 根本艾除の策〔一九六〕 間部薄弱〔一九七〕 内藤召還論〔一九七〕

四七 間部參内に就ての井伊の返書……………一九八

間部參内の結果〔一九八〕 間部への返事〔一九九〕 在京幕吏僚不一致〔一九九〕 間部獨斷を賞す〔二〇〇〕 根本水府取締の要〔二〇一〕 水戸へ別勅下降の事〔二〇一〕 井伊の本心〔二〇二〕

四八 間部參内に就て宇津木より長野への返書……………二〇三

井伊間部參内成功を喜ぶ〔二〇三〕 間部江戸への申送り〔二〇四〕 井伊等意志と

相違の點〔二〇四〕 間部に對する江戸内情〔二〇五〕 萬事解決まで間部滯京を要す〔二〇五〕 井伊の満足と掛念〔二〇六〕

第九章 間部言上の結果……………二〇七

四九 主上と兵庫開港……………二〇七

主上御執著〔二〇七〕 兵庫開港問題御不合點〔二〇七〕 右要領〔二〇八〕 所謂惡謀方の力〔二〇九〕 井伊在京吏僚一致の希望〔二〇九〕 聖明欺罔〔二一〇〕 囚人江戸召致の事〔二一〇〕

五〇 間部言上に關して九條關白に賜はりたる宸翰……………二一一

主上御決意〔二一一〕 東使申出に泥ます〔二一二〕 一日も許されず〔二一二〕 只下田條約引戻許可〔二一二〕 至尊御懸念〔二一三〕 唐蘭同様扱方〔二一三〕 九條氏所司代への通達〔二一四〕 宸翰に對する衝動〔二一五〕

五一 間部言上に關して近衛忠熙に賜はりたる宸翰……………二二五

御心事一層明瞭(二二五) 被召捕人申口内覽(二一六) 御宸慮(二二七) 左府引出の要(二二七) 近衛氏慰藉(二二七) 私一本立(二一八) 至尊薩摩に御著眼(二一九) 三公引籠を恐る(二一九)

五二 間部參内後朝廷の模様(一)……………二二〇

間部參内の効果有無(二二〇) 若州改心(二二二) 期待裏切られ(二二二) 喜悅水泡(二二二) 酒井の折合策の否定(二二三) 井伊側期待全然相違(二二四)

五三 間部參内後朝廷の模様(二)……………二二四

井伊派の心配(二二四) 二條齊敬の活動(二二五) 二條取扱案(二二六) 井伊長野説嘉納(二二七) 臨機策の要(二二七)

五四 間部參内後朝廷の模様(三)……………二二八

合體の望みあり(二二八) 切込風説の妄(二二九) 水府音沙汰なし(二二九) 石河土佐切腹(二二九) 石河死因(二三〇) 小林梅田等東送(二三〇) 二條東下に就き(二三二) 間部御答書下案(二三二)

第十章 其後の間部言上……………二三三

五五 間部再度の言上(一)……………二三三

間部の再意見書捧呈(二三三) 意見書本文(二三三) 無斷調印の申譯(二三四) 假條約の解(二三五) 調印止むを得ざる次第(二三六) 軍備不充實の責任(二三六)

五六 間部再度の言上(二)……………二三七

條約引戻の困難(二三七) 引戻の結果(二三七) 戰爭不利の結果豫想(二三八) 清國の覆轍(二三八) 宣命趣意齟齬の事(二三九) 妄言天聽を汚す者處置の事(二四〇) 治平紊亂者吟味の事(二四一)

五七 九條關白間部を諭す……………二四二

主上御一念〔二四二〕 九條示談書〔二四二〕 唐蘭同様取扱の考慮〔二四三〕 戦争の恐れ〔二四三〕 叡念御惱の點〔二四三〕 是非共唐蘭同様を要す〔二四四〕 九條の立場〔二四四〕 間部また債々〔二四五〕

五八 間部三次の言上(一)……………二四六

間部三たび答申〔二四六〕 京側申分〔二四六〕 江戸側申分〔二四七〕 京側思召〔二四七〕 九條照會の要點〔二四七〕 大坂出商賣禁止の案〔二四八〕 雜居の辨〔二四九〕

五九 間部三次の言上(二)……………二五〇

雜居に就きまた釋明〔二五〇〕 只武備充實を待つ〔二五一〕 今一紙申上〔二五一〕 隱謀者計畫〔二五二〕 腐儒浪士の論〔二五三〕

六〇 間部四次の言上(一)……………二五四

間部上中に關する宸翰〔二五四〕 至尊の御懸念〔二五五〕 不得止事情承了〔二五五〕 陛下御疑念〔二五六〕 間部第四次言上〔二五六〕 内憂より外患生ず〔二五七〕

六一 間部四次の言上(二)……………二五八

隱謀派行動に就き〔二五八〕 虛妄讒奏〔二五九〕 主上御沙汰〔二五九〕 關東諸老の秘策〔二六〇〕 大坂出商賣引戻の事〔二六一〕

六二 間部四次の言上(三)……………二六二

蠻夷遠けの方途〔二六二〕 惡謀方妄説〔二六二〕 皆開港貿易を嫌ふ〔二六二〕 只武備整頓を待つ〔二六三〕 蠻夷遠ざけ處置ぶり〔二六三〕 聖明欺罔の極〔二六四〕 間部の九條呈書〔二六五〕 迫害主上に及ばんとす〔二六六〕

六三 重ねて間部の言上に對して九條關

白に賜はりたる宸翰……………二六六

主上釋然せず〔二六七〕 開港一事〔二六七〕 右要領〔二六七〕 鎖國復舊の主上念

願〔二六七〕 新潟開港に豫め反對〔二六八〕 主上一應の満足〔二六九〕 聖明胃漬益々甚し〔二六九〕 間部の罪惡〔二七〇〕 主上御辨明〔二七〇〕 主上廷臣庇護〔二七一〕

註 鎖國御猶豫〔井野邊茂雄、明治維新史〕……………二七二

六四 間部五次の言上……………二七三

間部請書〔二七四〕 叡慮謹承〔二七四〕 間部安受合〔二七五〕 酒井忠義請書〔二七六〕 間部奉答文〔二七六〕 空受合〔二七七〕

第十一章 間部運動の一段落……………二七八

六五 間部參内宣達書を授けらる……………二七八

主上間部の歸東を欲す〔二七八〕 間部天顔を拜す〔二七八〕 宣達書本文〔二七九〕 間部の空手形〔二八〇〕 間部參内の模倣〔二八〇〕

六六 宣達書の案文……………二八二

宣達書決定の徑路〔二八二〕 第一案文〔二八二〕 餘りの具體的案〔二八三〕 第二案文〔二八四〕 第三案文〔二八四〕 第四案文〔二八五〕

六七 間部運動の裏面消息(一)……………二八六

間部の仕事一段落〔二八六〕 小林鶴飼吟味の報〔二八六〕 主上御沙汰〔二八七〕 間部誣申の效か〔二八七〕 江戸側満足〔二八八〕 大坂出商賣の事〔二八八〕 酒井氏恐縮〔二八八〕 兎も角幕府奏效〔二八九〕

六八 間部運動の裏面消息(二)……………二八九

小林鶴飼處置寛猛の事〔二九〇〕 其實峻烈の刑〔二九〇〕 追々惡謀顯露〔二九一〕 御信念破壊の計〔二九一〕 囚人東送〔二九一〕 大原等の讒訴〔二九二〕 井伊派企畫順序〔二九三〕 小林毒殺の計〔二九四〕

六九 間部運動の裏面消息(三)……………二九四

頼吟味〔二九四〕 伏見奉行手ぬるし〔二九五〕 酒井中間介在の迷惑〔二九六〕 内
間姦悪芟除の要〔二九七〕 長野一人舞臺〔二九七〕

七〇 間部運動の裏面消息 (四) …………… 二九八

堂上二派〔二九八〕 治りの縁口〔二九九〕 水府を警戒〔二九九〕 鶴岡東送の要
〔三〇〇〕 吟味枝葉のみ〔三〇〇〕 吟味多忙〔三〇一〕 正議派悉く捕はる〔三〇
一〕 狼を驅りて羊に向ふ〔三〇二〕

註 間部の聖旨偽瞞〔内藤恥叟、徳川十五代史〕 …………… 三〇二

第十一章 廷臣の釋明運動 …………… 三〇三

七一 三條實萬書を井伊直弼に與ふ …………… 三〇三

至尊最信頼の人〔三〇三〕 將軍宣下挨拶〔三〇三〕 公武一體希望〔三〇四〕 行違
の筋〔三〇四〕 酒井との交渉〔三〇五〕 主要の目的〔三〇五〕 井伊に對する挨拶
〔三〇五〕 身境縷述〔三〇六〕 一身釋明〔三〇六〕

七二 岩倉等の緩和運動 …………… 三〇七

井伊の爲す儘〔三〇七〕 策士岩倉〔三〇八〕 内藤正繩を説く〔三〇八〕 酒井忠義
に面會〔三〇八〕 間部東歸を策す〔三〇九〕 大原重徳策應〔三一〇〕 岩倉等努力
の効果〔三一〇〕

七三 二條齊敬の運動 …………… 三一〇

二條の策〔三一〇〕 主上の期待〔三一〇〕 二條井伊に與ふる書〔三一〇〕 面會申
入〔三一〇〕 井伊の面會辭退〔三一〇〕 二條旗を捲く〔三一〇〕

第十三章 廷臣處分問題 …………… 三一六

七四 間部詮勝の京都去留問題 …………… 三一六

京都側の微力〔三一六〕 幕閣鐵腕公卿身邊に迫る〔三一六〕 至尊威嚇手段〔三一
七〕 惡謀方恐怖〔三一七〕 抜本的掃策〔三一八〕 京都側の間部遠ざけ策〔三一

八 長野島田の間部引留策(三一八) 井伊側間部激勵策(三一九)

七五 鷹司政通以下處分の曲折(一)……………三二〇

京地自搏筋(三二〇) 主上の朝臣庇護策(三二一) 岩倉の活動(三二一) 酒井氏
岩倉の言を聴く(三二二) 太閤引退策(三二二)

七六 鷹司政通以下處分の曲折(二)……………三二三

長野の太閤處分督促(三二三) 酒井當然の處置(三二四) 長野強硬(三二四) 太
閤引退を肯ず(三二四) 井伊側の計畫(三二五) 井伊家自衛策(三二六) 惡謀四
天王(三二七)

七七 鷹司政通以下處分の曲折(三)……………三二八

頼梅田等の言説(三二八) 久我氏の態度(三二八) 梅田の惡策(三二九) 三浦長
野對談(三三〇) 間部後入齋(三三一)

七八 鷹司政通以下處分の曲折(四)……………三三一

太閤入道隱遁案(三三一) 三條實萬の退居(三三二) 三條釋明(三三二) 京因吟
味緩和策(三三三) 主上御水解(三三四) 反對派言議聖聽占斷(三三四) 酒井氏
の態度(三三四)

七九 間部使命遂行の報告書(一)……………三三五

間部宣達書拜受報告(三三五) 間部報告書(三三六) 爭端開始の恐れ(三三七)
以上要約(三三八) 間部言説力付けの事(三三八)

八〇 間部使命遂行の報告書(二)……………三三九

聖上思召(三三九) 調印次第(三四〇) 委任政治の變更(三四〇) 條約引戻の困
難(三四一) 引戻の危難(三四二) 間部の方便(三四二)

八一 間部使命遂行の報告書(三)……………三四三

幾應も諫奏(三四三) 其眼目の點(三四四) 唐蘭同様取扱の事(三四四) 天下の
大勢(三四五) 井伊側必需の要件(三四五) 間部拜領物(三四六)

第十四章 主上周邊一掃策……………三四七

八二 主上周邊諸臣の危機 (一)……………三四七

主上周邊一掃策(三四七) 注意人物の江戸拘致(三四八) 丹羽正庸呼出さる(三四八) 富田織部(三四九) 水戸齊昭入京の噂(三四九) 人心恟々察すべし(三五〇)

八三 主上周邊諸臣の危機 (二)……………三五一

形勢不穩(三五二) 太閤右府落飾願ひ調査(三五二) 三條實美近衛氏訪問(三五二) 關白の辭職徳憑(三五三) 近衛辭職理由(三五三)

八四 主上周邊諸臣の危機 (三)……………三五四

實美の代理入江駿州(三五四) 實萬豫ての覺悟(三五五) 老女村岡呼出されの事(三五六) 酒井の辭職徳憑(三五六) 實萬述懐(三五七)

八五 主上周邊諸臣の危機 (四)……………三五八

實萬の辭職内相談(三五八) 實萬關白を恨む(三五九) 互に責任推諉(三六〇) 三條の決心(三六〇) 九條の催促(三六〇) 井伊側の嚴重處置要望(三六一)

八六 諸臣の進退と宸翰……………三六二

鷹司太閤落飾願(三六二) 近衛忠熙願書(三六三) 鷹司輔熙願書(三六三) 三條實萬願書(三六四) 忠熙隨身兵仗辭退(三六四) 輔熙隨身兵仗辭退(三六五) 九條への宸翰(三六五) 主上御尤もの思召(三六六)

八七 諸臣寛宥の宸翰に對する間部の上申書 (一)……………三六七

九條間部に相談(三六七) 間部上申書(三六七) 間部反對の理由(三六八) 鷹司太閤吟味書(三六八) 近衛忠熙吟味書(三六九) 主上間接射擊(三七〇)

八八 諸臣寛宥の宸翰に對する間部の上
申書(二)……………三七一

鷹司輔熙吟味書(三七一) 深刻なる糾彈(三七二) 井伊罪源を水戸に歸す(三七二)
二) 三條實萬吟味書(三七三) 實萬東下の企に就き(三七三)

八九 江戸老中からの公文書……………三七四

主上の朝臣庇護策に楯つく(三七五) 堂上心得違ひ(三七五) 武家取締(三七六)
朝臣辭官内沙汰の件(三七六) 罪科輕重等の事(三七七) 宥免沙汰の困難(三七七)
七) 表向御各豫報(三七八)

九〇 諸朝臣懲罰の案文……………三七九

懲罰案文(三七九) 近衛忠熙に就き(三八〇) 一條内大臣(三八〇) 二條大納言
(三八一) 近衛大納言(三八一) 萬里小路大納言(三八二) 久我右大將(三八二)
徳大寺中山等(三八三) 正親町三條の嚴科(三八三)

第十五章 廷臣の處分……………三八五

九一 勅詔回收の運動(一)……………三八五

井伊側京都運動の要旨(三八五) 勅詔取戻の事(三八五) 右要旨(三八六) 勅詔
回收内相談(三八七) 將軍襲職御禮の使(三八八) 正議派手も足も出ず(三八八)

九二 勅詔回收の運動(二)……………三八九

勅詔回收勅書(三八九) 御疑念氷解(三九〇) 幕府の痛(三九〇) 取戻御下命
(三九〇) 回收一方便か(三九一) 所司代への達し(三九一) 水戸の態度(三九
二)

九三 諸臣懲罰問題の經過(一)……………三九三

處分寛猛問題(三九三) 間部趣意書の寫し(三九三) 主上の處分反對思召(三九
三) 九條答奏(三九四) 主上近衛氏庇護(三九五) 主上御案(三九五)

九四 諸臣懲罰問題の経過(二) 三九九

近衛氏寛宥の問題(三九九) 主上思召に聽從案(三九九) 酒井間部談話(四〇〇)
間部主張(四〇一) 間部引用の先例(四〇二)

九五 諸臣懲罰問題の経過(三) 四〇三

近衛忠熙處分問題(四〇三) 酒井氏上申(四〇四) 右要旨(四〇四) 幕吏決心の
緊(四〇五) 間部上申(四〇五) 主上思召(四〇六)

九六 寛典の御沙汰にて處分定る 四〇七

一條内大臣以下の問題(四〇七) 主上重ねて輕處分を要望(四〇八) 坊城氏處分
延期(四〇九) 申渡手續執行(四〇九) 徳大寺以下處分(四一〇)

九七 御處分の曲折 四一二

受書差出(四一三) 座主宮御儀(四一三) 宮問題の重要(四一三) 一條氏請書

(四一四) 九條氏内々仰渡(四一五) 内々叡慮(四一五) 餘儀なき叡慮(四一六)
久我氏以下受書(四一六)

第十六章 主上の寛典思召 四一七

九八 諸老臣寛典の御趣意書 四一七

所謂元惡(四一七) 重ねて朝臣庇護御思召(四一七) 御趣意書(四一八) 聖慮披
瀝(四一九) 有難き御言葉(四一九) 御別紙の寫し(四二〇) 關東の形勢(四二
〇)

九九 酒井所司代の反對意見書 四二二

酒井忠義の答書(四二二) 忠義の聖旨反對(四二二) 右要旨(四二二) 酒井の立
場(四二二) 落飾説固持(四二三) 酒井追伸(四二三) 朝臣中の妥協派(四二四)
註 幕府の公卿處分(國府種徳、大日本現代史) 四二四

一〇〇 千種有文等の裏面運動……………四二五

千種有文の活動(四二五) 酒井に返答書催促(四二六) 文言嚴重を望む(四二七) 九條を動かす者(四二七) 近衛御宥免御断念(四二八) 中山の御處分延引言上(四二八) 千種の催促(四二九) 千種久我岩倉同穴(四二九)

一〇一 主上密に朝幕一件文書を三條實萬に示し給ふ(一)……………四三〇

主上腹心無し(四三一) 主上三條の了解を求む(四三一) 三條參内(四三二) 中山内示の旨を傳ふ(四三二) 文庫中の書類(四三三) 入江若松吟味申口附記(四三四)

一〇二 主上密に朝幕一件文書を三條實萬に示し給ふ(二)……………四三四

肝要の分拜寫(四三五) 勅筆(四三五) 近衛左府に就き(四三六) 鷹司右府(四三六) 三條勤勞(四三六) 主上御迷懷(四三七) 事件真相を穿つ(四三七) 添狀(四三八)

第十七章 四公落飭一件……………四三九

一〇三 三條實萬の述懷(一)……………四三九

三條感激(四三九) 審判不當(四三九) 片聞裁斷の不當(四四〇) 忠貞の心事關東不了解(四四一) 三條の煩悶(四四二) 處斷振合(四四二)

一〇四 三條實萬の述懷(二)……………四四三

三條の決心(四四三) 駁正の必要(四四三) 水府直書の辨(四四四) 三條請書(四四四) 献上振中山内談の事(四四五) 三條迷懷(四四六) 雪冤の機を失ふ(四四六)

一〇五 落飭猶豫の御沙汰に付て酒井所司

代の答申書……………四四七

主上寛典の思召(四四七) 關東の處分催告(四四八) 處分經過(四四八) 左右大臣更迭の事(四四九) 落飭許容猶豫の不可(四四九) 酒井氏別紙(四五〇) 酒井の立場(四五一)

一〇六 四公落飭一件の曲折(一)……………四五一

左右大臣の更迭(四五二) 主上内勅を賜る(四五二) 三浦の運動(四五二) 三條答(四五三) 岡田の懇談(四五三) 三條苦惱(四五四) 三條決心(四五四) 久我中山の内示(四五四) 中山談話(四五五) 幕府もどかしがり(四五六)

一〇七 四公落飭一件の曲折(二)……………四五六

中山と内藤との談話(四五六) 四公落飭延期の申分(四五六) 右の當然(四五七) 内藤の語(四五七) 酒井催告の理由(四五八) その要領(四五九) 酒井肉薄(四五九)

一〇八 四公落飭一件の曲折(三)……………四六〇

酒井書取叡覽(四六〇) 宸念の在る所(四六一) 當人心申聴取の要(四六一) 中山硬論(四六一) 間接に三條意申聴取(四六二) 叡慮を傳へらる(四六三)

一〇九 四公落飭一件の曲折(四)……………四六四

主上餘儀なく聴届(四六四) 内示勅筆(四六五) 哀憐無盡期(四六五) 主上御苦慮(四六六) 眞意を聴かんとす(四六六) 三條の勅筆拜見(四六七)

一一〇 四公落飭一件の曲折(五)……………四六八

三條請書(四六八) 一切御上一任(四七〇) 唯天下都合の爲(四七〇) 太閤請書(四七一) 近衛氏請書(四七一) 鷹司氏口上(四七二)

第十八章 落飭問題の決定……………四七三

一一一 落飭遷延に關する酒井忠義の意見書(一)……………四七三

朝臣の落飭問題決す(四七三) 酒井氏催告(四七三) 九條申譯(四七四) 酒井氏
また催促(四七五) 落飭聽許の道理(四七六) 遷延の害(四七六)

一一二 落飭遷延に關する酒井忠義の意見書(二)……………四七七

期日を切つての催告(四七七) 手緊しき掛合(四七八) 措置反對者威迫(四七八)
酒井氏傳奏宛狀(四七九) 延引の結果(四七九) 關白傳奏の責任を問ふ(四八〇)

一一三 四公落飭に關する至尊最後の御決心……………四八一

酒井督促狀の効果(四八一) 主上決心定まる(四八二) 東坊城處分問題(四八三)

主上東坊城に據焉(四八四) 其理由(四八四) 至尊腹癒し(四八五)

一一四 九條關白の奉答書……………四八五

關白の奉答文(四八六) 九條申わけ(四八六) 九條の當惑(四八七) 東坊城の事
(四八七) 九條掛念の理由(四八八) 東坊城處分私案(四八八)

一一五 四公落飭の勅許下る……………四八九

四公落飭勅許(四八九) 事情曲盡(四九〇) 至尊哀憐(四九一) 中山久我への答
(四九一) 東坊城永登居(四九二) 一々關東を顧慮(四九二) 落飭問題決定(四
九三)

第十九章 主上の廷臣御憐愍……………四九四

一一六 四公落飭の餘波(一)……………四九四

武傳の報告(四九四) 共に心ならず(四九五) 内々思召賜はり物(四九六) 廷臣

皆悲哀〔四九七〕

一一七 四公落筋の餘波(二)……………四九八

廷臣心中〔四九八〕 愁鬱を慰す〔四九八〕 中山の慷慨〔四九八〕 三條に賜はる宸
翰〔四九九〕 宸翰本文〔五〇〇〕 主上御歎息〔五〇一〕 井伊の指揮〔五〇一〕

一一八 四公落筋の餘波(三)……………五〇二

天憐の厚〔五〇二〕 三條受書〔五〇二〕 宸翰返上〔五〇三〕 三條感涙〔五〇四〕
三條迷懷〔五〇五〕

一一九 異國一件段落の賞賜(一)……………五〇六

廷臣賜はりもの〔五〇六〕 中山久我恩詔〔五〇七〕 其他恩賜〔五〇八〕 中山参内
〔五〇八〕

一二〇 異國一件段落の賞賜(二)……………五〇九

年表並人物概覽

御沙汰書〔五〇九〕 主上御辛抱〔五一〇〕 正房等への恩賜〔五一一〕 異國一件御
物語〔五一一〕 暴政有御歎息〔五一二〕

其一 年表……………一一五

其二 人物概覽……………六一二〇

索引……………一一五

挿入繪圖

一 九條尙忠畫像……………卷首

一 三條實萬畫像〔七一〕三條實萬、書を井伊直弼に與ふ……………三〇四

近世日本 國民史 安政大獄中篇

蘇峰學人



第壹章 井伊派對否井伊派の情勢

【一】井伊直弼の心事

昭和五年十二月十八日、近世日本國民史第四十一卷、孝明天皇時代第十二冊、安政大獄中篇を書き始め。東京近郊大森山王艸堂に於て。

至尊御恩

若し大義名分から觀察せん乎。至尊は勅許を俟たずして、幕府が、安政日米條

幕府の思

約に調印したるを違勅と思召し給うた。而して其の善後策としては、舉國一致の力を以て、三家、諸大名公論の存する所に原きて、之を實行す可しとの聖意であらせられた。假令至尊御自身が、徹底的なる鎮撫説にて在さざりしにせよ、日本開國には、多大の危殆の感を懷かせ給うたるは、明白なる事實だ。之に反して、幕府當局者は、日米條約の調印が、勅許を俟なかつたのは、萬々已むを得ざる事情の爲めに、實は背に腹は代られぬと云ふ場合であつたからだ。萬一此際猶豫せん乎、英國や、佛國や、其他の諸國が、どしどし推し掛け來りて、到底手におへぬ事となる。而して英吉利の清國に對する態度から推測すれば、彼が日本に持ち込む可き難題は、到底米國の比ではあるまい。されば此際先づ米國と條約を調印し、豫じめ標準條約を作りて、之を一般の原則となし、更らに米國の力を藉りて、最少限度に、外國の要求を喰ひ止む可しとの積りであつたことは、井伊大老の辯明する迄もなく、能く其の心事を諒とすることが出来る。

井伊側の立場

更らに井伊側の立場から云へば、三家、諸大名の意見を、朝廷から徴し給うたことは、一度ならず、二度である。而して其の意見なるものも、腹の底は見え透いてゐる。其の反對論なるものは、水戸齊昭の無責任なる硬説に雷同したるものに過ぎない。其の他は概して日和見の觀望者に過ぎない。乃ち其の多數は、固より幕府當局の意の儘に進退し、意の儘に動止す。今更らことごとしく其の意見杯を徴する程のこともあるまいと。

水戸齊昭手入

加之朝廷の硬論も、詮じ來れば、水戸齊昭の手入の結果に外ならない。水戸齊昭が、斯る手入を做すは、畢竟朝廷から幕府に難題を持ち込ませ、幕府をして齊昭に叩頭せしめんとの下心であらう。詳に云へば一橋慶喜を將軍とし、齊昭自から後見となりて、西の丸に乗込まんとは、齊昭の多年腹の底に蓄へたる野望だ。その野望を達せんが爲には、彼は如何なる手段をも擇ばない。云はば京都の朝廷も、水戸齊昭の筋書にて躍る芝居に過ぎない。何と云ふも水戸齊昭は、獅子身中の蟲だ。彼は悪謀家の本尊だ。彼を退治せざ

悪謀家搜索の要

る限りは、幕府の禍根は絶へない。而して彼を退治するには、其の罪状を明白にせねばならぬ。其の罪状を搜索するには、京都を始め、所謂悪謀組の者共を逮捕し、其の書物を押収し、彼等を拷問するより先なるはなし。京都の公家など云ふ者共は、畢竟するに此の悪謀組の傀儡たるに過ぎない。苟も彼等を措置するに於ては、公家などは一溜もなく屏息するであらう。若し萬一屏息せざれば、それを然かせしむるに何の雑作もあるまい。

強硬政策の必要

井伊の根本主義

主上は英邁に在すが、其の英邁の爲めに、却て群小に誤られ給うてゐる。されば主上側近の群小さへそれぞれ處分すれば、主上も自から御自反ありて、従前の如く、外間の妄説に擔がれ給ふ様なことはあるまい。されば何よりも先づ主上の側近を一掃する必要がある。その爲めに特に間部詮勝を上京せしめた。堀田正睦の失敗は、餘りに京都に於て、柔軟であつた爲めだ。此度は之に反して、強硬に出掛けねばならぬ。此れは間部も萬々心得てゐる。以上は少くとも井伊直弼の心事だ。要するに井伊の眼中には、何物も無かつ

た。但だ彼は癸丑、甲寅以來失墜に失墜を累ねたる徳川幕府の権力を恢復し、慶長、元和以來、朝廷より徳川家へ對し、政務一切を御委任あらせられたる政權を、その儘幕府に把持するを以て、其の根本主義とした。而して此の根本主義を破壊し、且つ破壊せんとする大敵は、取りも直さず、水戸齊昭及び其の仲間、悪謀組である。されば此の主義を把持する爲めには、先づ其の大敵等に向て鐵槌を下さねばならぬ。此れが井伊の安政大獄に於ける根本動機であらう。

【二】安政五年に於ける水戸の現状

齊昭頽齡

井伊直弼が、悪謀組の本尊と目指したる水戸齊昭は、必らずしも本尊ではなかつた。齊昭は固より當代の大名中には、拔群の人物であつた。されど安政五年には、彼は頽齡五十九歳だ。今日では五十九歳と云へば、殆んど人生の盛時

の下半年たる看あるも、當時に於ては、既に老境とした。而して彼が其の翌々
年萬延元年八月十五日六十一歳にて逝きたるを見れば、其の老衰の狀、亦た想
ふ可しだ。

騏驎も驚
す馬に如か

齊昭父子
不協調

假りに其の肉體は健全としても、安政五年の齊昭は、決して藤山東湖の「常陸
帶」に描かれたる、英發、創意、進取、敢爲の齊昭ではなかつた。彼は時勢と
も追々相ひ乖隔した。彼は多く自個の過去に拘はれた。彼は頗る愚痴ぼくな
つた。而して彼をして尤も當惑せしめたるは、彼の左右の手とも云ふべき兩田
(戸田、藤田)に先たれたることだ。諺に老ては騏驎も驚馬に若かずといふ
が、彼の當時は宛もその通りであつた。而して彼は單だに其の一身を以て、天
下に號令することの不可能であるばかりでなく、其の一番の統御さへも、思ふ
様には出來なかつた。乃ち彼の平生親信したる天狗一派さへも、彼の命を奉せ
しむるに困難であつた。されば彼は汲々として自衛に是れ違なかつた。
如何に有力でも齊昭は隱居だ、水戸の藩主は、慶篤だ。而して齊昭と慶篤との

父子の間は、屢ば幕府及び幕府と縁ある水戸支藩、所謂の連枝、若しくは結城
寅壽一派の所謂の奸黨の爲めに、離間せられて、父子の協調を保つことは、動
もすれば困難であつた。齊昭が弘化元年五月、四十五歳にして、幕府の重譴を
被りて、駒籠邸に幽居するや、慶篤は高松、守山、長沼三支藩の後見の下に、
水戸藩主となつた。時に彼歳十三、彼は恰も齊昭敵人の捕虜たる姿となつた。
其の父子情意の貫治せざるも、亦た餘儀なき事情と云はねばならぬ。而して此
の事情は、屢ば反對者の乗ずる所となり、利用する所となつた。此れが水戸に
於ける大なる弱點であつた。

水藩黨争
の激烈

藩主父子の間、此の如くなるばかりでなく、水戸の黨争は、齊昭以前からの事、
齊昭彼自身が此の黨争の爲めに擁立せられた姿であつた。然るに齊昭の晩年、
即ち安政五年頃には、齊昭を擁立したる仲間にも、自から硬派、穩派の兩派が
あつた。高橋愛諸、金子教孝の如きは硬派にして、老成人會澤安の如き、其他
桑原、久木等何れも穩派にして、此の兩者の相容れざるは、寧ろ正黨、奸黨の

松平頼胤
の野望

相ひ容れざるよりも甚だしかつた。更らに水戸家と最も親密の間柄である可き高松藩主松平頼胤は、齊昭とは相ひ容れず、却て其の嗣子頼聰に井伊直弼の女を娶せ、而していざと云へば、水戸家監督の筆頭として、恒に水戸家に對しては、虎視眈々の狀をなしてゐる。斯る情態の下に於て、如何に齊昭に大なる野心あるも、それを逞しくするは、決して容易の業ではない。況んや幕府は其の全力を擧げて、水戸を退治せんとするに於てをや。然るに一方京都に於て、尙ほ水戸を頼みとしたるは、畢竟天保度の齊昭と水戸とを知りて、安政五年度の齊昭と水戸とを知らなかつた爲めだ。

水藩無力

されば勅諭下降を、水戸に於ては彼の正義派の連中さへも、正直のところ難レ有迷惑としたるは、洵とに宜へなりとせねばならぬ。然もそれは京都ばかりではない。江戸に於ける井伊一派も亦た同様の見當違ひをしてゐる。此れは畢竟歴史的水戸をば、其儘之を現在の水戸に當箱めた爲めであらう。現在の水戸

は、如何にも内輪の混雑と、外間の壓迫とにて、到底其の藩力を統一して天下に臨むことは出来なかつた。而して齊昭も亦た之を統一する程の力を失墜してゐた。

【三】 水戸藩正義派中の異論

十人十色

當時如何に水戸の所謂正義派中に於て、意見の一致を缺いたるかは、單だに會澤、桑原、久木などの穩和論者、即ち幕府恭順論者ばかりでなく、其の所謂激派とも云ふ可き仲間にも、自から急漸の差があつたことを見ても、諒會するに足るものがある。水戸藩士にして、正義派の一人たる鈴木大の「賜勅始末」に曰く、

勅書を廻

此時水府執政衆議を盡す。諸藩の有志の士、皆廻達を待ち、議論紛々たり。執

論りての異

政(安島信立等)公(水戸慶篤)に勸め、閣老(太田、間部)の言を用ひず、廻達せしめんと、其議既に決せるに、公更に之を桑原治兵衛に議す。時に治兵衛人望を失ひ、稍く有志間の議を聞かず、突然勅書を見て曰く、此れ幕府を輔翼するの勅なり。幕府を輔くる宜く閣老と熟議すべし。閣老の言を用ひず、之を廻達せば、恐くは別に不測の患あらんとなり。公の心又動き廻達することを欲せず。於是執政衆議又變じ、以爲く諸藩の形勢を見るに十分すること有るに非ず。今前後を顧みずして、之を廻達し、大に幕府の譴責を受け、國中瓦解せば、大難目前に生じ、間部上京の事情に由て、大機ありと雖も、其時に及び、事をなし得ざる可し。京師の勢既に如此。間部必ず狼狽せん、暫く國內を保て、後機を待つに如かずとて、終に廻達をなさざることに決議せり。

皆他力本願

と。果して此の通りであれば、京都では水戸を頼みとし、水戸によりて其の目的を果さんとしたるに、水戸にては却て京都を頼みとし、京都によりて目的を

安島の後悔

果さんとしたものと云はねばならぬ。

後安島帯刀余(賜勅始末の著者鈴木大)に語て曰く、廻達の事當時甚難きに非ざりしかども、國內の破壊眼前にあるを思ふる故に、後の機會に投せんと猶豫して終に事の敗れに至れり。遺恨やる方無し。今に至ては廻達せざりしを悔れども、其時に當ては實に後機を待つを以て得策とせりと。

水戸激派の論

されば安島の如きも、亦た當時斷行しなかつたことを後悔したものであらう。尙ほ水戸の激派の中にも、一層進んだる意見者もあつた。

幕府既に水戸をして、勅書を廻達するを留めしめ、間部をして京師に行かしむ。諸藩有志事に預る者皆之を思ふ。薩藩堀忠左衛門なる者才略あり、果斷を好み、我藩(水戸)鮎澤伊太夫(國維、高橋愛諸の弟)と相知る。處士柴田藤五郎なる者あり、奇節を好む。鮎澤等藤五郎をして京師に往き、我が老公(水戸齊昭)へ翰旨を下し、幕府を討せしめんと欲す。藤五郎之を諾して曰く、余内外の事情を知らず、諸國事情を知る者一人を得て、共に西せん。鮎澤即ち余をし

水藩士不致の極

て上京せしめんとす。余以爲く老公の宗室を敬する其道至れり盡せり。今遽に兵を擧て幕府の奸臣を除き、而して一橋公を立つ、老公豈之をなさんや。縦令綸旨ありと雖も、幕府の爲、百方之を謝するのみならん。且つ老公をして兵を擧ぐるの志あらしめば、既に賜ふ所の勅書にして足れり。豈に強て綸旨を請ふを待んや。事既に大なり。水府存亡の關する所なり。余妄に諾する事を得ず。即ち曰く安島大夫之を知るや。鮎澤曰く知らず、余曰く大事なり、何ぞ議せざる。鮎澤曰く安島必斷せず、故に之を議せず、然則宜く試に往て議すべし。余即ち安島を訪はんとす。途に茅根伊豫之介を過ぎ其旨を云。茅根曰く鮎澤周章又此の狂謀を發するか、卿速に之を安島に告げよ。余直ちに安島を訪。夜既に半ならず、安島既に寢す。余枕頭に就て、其旨を云ふ。安島曰く、鮎澤の激厭ふ可し。幕府未だ兵を以て京師に臨まざ、我藩安ぞ兵を動かすことを得ん。此れ面責せずんばあるべからず。子唯鮎澤に明朝我應に來るべしと云へと。余即ち鮎澤を見て、安島の言を傳ふ。

統一の不可能

鮎澤憮然たり。此に由て余終に西上せず、安島明日鮎澤を嚴に責ると云ふ。以上によりて見れば、水藩は實に其所謂る正義派の連中に於てさへも、硬軟、緩急、穩激に分れ、到底一藩の力を擧げて運動の出來ざるのみならず、乃ち半藩の力を擧ぐることもさへも、殆んど期待し難き状態であつたことが判知る。

【四】井伊派と否井伊派との對抗

井伊派の陣立

井伊派に於ては、井伊直弼其人が總大將格にて、長野義言は、其の參謀長とも云ふ可く、京都には老中間部、所司代酒井、伏見奉行にして、京都取締を兼たる内藤正繩等あり。それぞれの者共、行政機關を我手に握りて、其の運動に餘念がなかつた。

正議派の
烏合

之に反して所謂正議派と稱する連中は、云はゞ烏合の衆であつた。彼等の間には、其の議論に於ても、其の運動に於ても、何等統一は無かつた。勿論恐れ多くも主上を奉戴することは、彼等第一の強味であつた。如何なる不敵の井伊、若しくは長野の徒も、勅諭には恐れ入らざるを得なかつた。

井伊派の
味方

されば井伊側は極力此の方面に警戒した。而して彼等は此處に尤も有力なる味方を持つてゐた。それは關白九條尚忠であつた。尚忠は井伊直弼無二の味方にして、朝廷に於ては、第一至尊の女御の父であり、且つは其の門地は五攝家の一にして、然も當時鷹司政通を除けば、攝家中にても、彼と抗衡する者は無かつた。強ひて其人を求むれば、左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙の兩人であつたが、彼等は到底尚忠の敵ではなかつた。而して鷹司政通さへも、今は老境に入り往時の勢力は是れ無かつた。

青蓮院宮

但だ最も憚られたるは、至尊の尤も親信あらせられたる青蓮院宮尊融親王であつたが、然も親王は宮廷の御祈禱、其他の佛事に托して、參内せられ、國事

井伊の勢
力

の商議に預かられたるに止まり。公然朝廷に於ける朝政參與の職に與かり給ふ御身柄ではなかつた。若し朝廷が全く青蓮院宮、近衛、鷹司、三條の一派にて、聖旨を遵行することとなつたならば、井伊派は固より大なる打撃を受けたに相違ない。而して此れが實に正議派の期待したる所であつた。されど九條關白の位地は、左程に容易に動かし得可きものでは無かつた。如何に至尊の御心は、近衛忠熙に在すも、九條尚忠を無視し給ふことは殆んど不可能であつた。されば井伊は一方には江戸の殆んど全勢力を擁し、他方には京都の過半とは云はざるも、一半、若しくは少半の勢力を、九條尚忠を透して持つてゐた。此の如く犄角の勢力もて、朝廷に臨まば、承久の戦争なくして、承久の效果を得ることは、決して大なる難事では無かつた。

諸藩の微
力

今や水戸、尾張、越前は、其の藩主等が、井伊の爲めに打撃を受けて、殆んど藩としては手も足も出ない姿となつた。恃む可きは薩藩の島津齊彬であつた

尊皇論者
の無統者

各藩士浪
人の申合せ

正議派の
無力

が、彼も不幸にして逝いた。齊彬歿後の薩摩は、其の形勢聊か逆轉の姿となつた。長州には尊皇の魁たらんと欲する吉田松陰の徒があり、其の藩論もやゝ之に傾いた。然も其の一番の力を傾けて、之に従事するが如きは、到底未だ期待する時節には達してゐなかつた。

日本國中、何れの地方を見渡しても、未だ一番の力を、朝廷の爲めに捧ぐる程の者は見出されなかつた。固より大名の中にも、諸藩士の中にも、將た浪人の中にも、尊皇者流は少くなかつた。されどそれは銘々の考へを、銘々が持つてゐたまでにして、未だ其間に大なる統一の運動は無かつた。

固より各藩士、及び諸浪人の中には、それぞれ申し合をしたる向もあつた。されどそれは彼等銘々の了見にして、彼等は決して其の一番の代表者たる資格を持たなかつた。資格無きばかりでなく、時としては藩論は彼等と反對に向うたこともあつた。

所謂正議派は、朝廷の爲めに運動した。然も其の實は彼等の力もて朝廷を擁護したのでは無く、朝廷の力もて、彼等を援護したる姿となつた。此れは畢竟藩士にせよ、浪人にせよ、何れも其勢力が、孤弱にして、到底彼等の隻手もて幕府と戦ふの力足らなかつた爲めだ。如何に幕府は末路に近きたりとするも、其の二百幾十年來天下の政權を掌握し來つた惰力は、尙ほ凄まじきものであつた。それに抵抗するには、此方にも少くとも凝結したる一團の勢力を必須とした。然も其の勢力は、未だ何處よりも出で來らなかつた。

禍機潰裂

徳川十四代の將軍家昭徳院殿家茂公、御年僅かに十三歳にておぼしければ、田安中納言慶頼卿その後見に立たせらる。嗚呼將軍家は幼冲なり。田安殿また後見して大政を攝するの器に非ずして、唯その虚位に備はる。而して一橋殿、水戸殿、越前殿みな誼罰せられ、内閣員は凡庸の團體にして、幕府にて有名なる僚屬は、皆その志を得ずして怏々たり。萬事は皆井伊大老の決する所に歸したりければ、益々井伊專權の時節となりて、禍機は果して潰裂し、勅諭の事よりして大獄を見るに至れり。〔幕末政治家〕

第二章 京都の近狀

【五】 間部詮勝の入京

有志者の
計畫

有志者の望は、島津齊彬に繋つた。然も彼は忽然として長逝した。従つて有志者の望みは水戸に繋つた。その爲めに水戸に勅諭さへ下降のこととなつた。然るにそれも其の効果は無かつた。天下の大名中、尊皇の志ある者へ、その勅書の寫を頒つこととなつた。然もそれも或は行はれ、或は行はれず。而して其の勅書を頒たれたる大名も、何等具體的の奉答を敢てしなかつた。此に於て有志者は、百計齟齬して、當惑せざるを得なかつた。

有志の窮
境

斯る際に井伊派は積極的に壓迫の政策をとし、斷行し始めた。此に於て有志者側は、寧ろ受身の立場に擠され、今は如何にして至尊を擁護し奉る可き乎、如何にして志士の一網羅織を免れしむ可き乎に、焦心苦慮せざる可からざるに至つた。此の如くして志士等は愈よ窮地に陥り、遂ひに窮鼠猫を噛むの新形勢を打出するに至つたことは、是亦た已む可からざるの勢と云はねばならぬ。

間部上京
の使命

扱も井伊派の京都に於ける討手の大將とも云ふ可き間部下總守詮勝は、九月三日江戸を發し、同十七日京都に入り、妙満寺に館した。彼は三家、大老を御召喚あらせられた勅諭に應じて、幕府からの奉答使たる名目の下に入京した。然もそれは名目であつて、其實は井伊一派の目的を達す可く、先づ京都に向つて威嚇手段を行ふにあつたことは、前後の事情及び事實が能く之を證明してゐる。

間部の決
意

扱も間部は「惡謀之者共、一呑に可仕」と勇氣十分にて京都に乗り込み、未だ著京せざる以前、大津まで京都町奉行小笠原長常を招き、鶴飼父子の逮捕を命じ、入京後も、病と稱して出でず、滿廷の貴紳、何れも間部が何事を爲す乎と、鬼胎を懷きつゝ、あつた。而して彼は自から刀を磨く肖像を畫き、題して月

夜老夫磨刀像と云ひ、叡山の僧某をして之を賛せしめて曰く、「胸中自有二安逸意、向ニ長空一撫ニ佩刀」と。彼は胸中果して如何の奇策を畫したるか
を詳にせざるも、有志者を縛り上げ、朝廷を強要して、將軍宣下を下さし
め、而して後更らに水戸其他に、大打撃を加ふるの地を作さんとしたことは、
決して疑を容れない。

朝廷の實力缺乏

如何に朝廷の貴紳が、幕府の政策に反對せんとしても、彼等は寸兵寸鐵も手に
は持たない。而して如何に各藩の尊皇者の力を藉らんとするも、長鞭馬腹に及
ばず。而して民間の志士も亦た切齒慷慨するのみにて、今更致方もない。斯る
情態なれば、何れにしても朝廷が幕府の爲めに爲さるゝは、今も古も殊なる
ことはない。承久時代には朝廷に直屬の武士も若干有つたが、今はそれさへ
無ければ、間部が唯だ威嚇政策もて、其の目的を達し得たるも、決して不思議
ではなかつた。實力の有無、今更ら致方は是れ無かつたのだ。
凡そ實力の缺乏を補ふには、宣傳が先つものだ。固より宣傳とて、強ひて他を

有志者の空宣傳

欺かんが爲めではないが、豫想、期待と、現實、實際との間には、自から大なる
差違あるを免れない。されば當時の有志者が、相ひ互ひに呼應しつゝある畫
策が、往々事實と相反するを見て、彼等は故らに誇大の言を弄して、他を誑か
すものとなすは、是れ決して篤論ではない。彼等は何れも我が心を以て他を付
度し、或は某藩は斯く動き、某藩は斯く進み、某藩は斯く應じ、某藩は斯く運
ぶなどと、互ひに申合せたるが如く聲言しつゝ、いざとなれば唯だ一片の空砲
に過ぎざるが如きことであつたのも、強ち之を咎む可きではあるまい。

有志者の無中心

繰り返して云ふが、有志者側には、何等中心人物がなく、中心實力がなく、
中心の運動本部がなく、云はゞ大本營もなく、總指揮官もなく、全く銘々の思ひ
思ひの一騎打であつた。さればいざとなれば禽奔獸散して、徒らに彼等自身
の血を洒ぎ、骨を曝らすに過ぎなかつたことは、洵とに痛恨限りなき事であつ
た。されど此れは決して無用の業ではなかつた。彼等は實に維新回天の祭壇に
於ける尊き犠牲であつた。

【六】 間部入京後の京都(一)

九條關白
辭職の重
大事

間部入京—九月十七日—以來の消息は、九月廿二日附、九條家の諸大夫島田左近(龍章)より、江戸井伊家公用人宇津木六之丞當ての書翰が、其の一端を傳へてゐる。

九條關白
辭職抑留

然れば今度御辭職之一條(九條尙忠關白辭職のこと)事々追々被_レ聞召_レ之義に付、今更可_レ申上_レ義とては無_レ御座_レ候得共、實以不_レ容易_レ大變、御當家(九條家)御代初以來之御取置にも可_レ相成_レ大事に付、不_レ論_レ晝夜_レ御肺肝被_レ爲_レ在候へ共、寡は衆に不_レ敵之金言も有_レ之、且は如何成御正道とは乍_レ申上_レ惡謀之方は多人數、堂上_レ堂下_レ不_レ殘致_レ一連_レ候_レて之目論見、實に前代未聞と申_レ位_レ之中に、只御一方公武之御大事と、深重御一圖に御懇配被_レ遊_レ候_レ御次第、御辛苦實以不_レ被_レ盡_レ禿毫_レ萬事御賢察被_レ成進_レ候_レて歟、於_レ公儀_レ御配慮被_レ爲_レ在、御先代様被_レ仰含_レ候_レ御趣意之御次第(此れは先將軍家定の遺命と稱して、九條關白辭職抑

島田苦心

鳥飼密封

留の事を云ふ)加_レ之_レ大守様(井伊直弼)御懇配之條々、一々御推察被_レ爲_レ在、誠に神明之冥助とのみ被_レ思召_レ候_レ位、實以深く畏_レ被_レ思召_レ可_レ然_レ御挨拶可_レ申入_レ旨被_レ仰出_レ候_レ條々、御取置言上可_レ被_レ下_レ候_レ誠に今度於_レ關東_レ之御懇配は、是こそ公武御平之基本にて、於_レ拙者共_レも深_レ難_レ有_レ奉_レ感_レ佩_レ候_レ此れは九條家が、京都に於_レて孤立の窮境に陥り、愈_レ強_レ制辭職の危機に際し、關東からそれを指留めたることに就_レての挨拶だ。

間部侯御上京以後内々長野(義言)氏より御掛合等被_レ爲_レ在候へ共、御案内之通、悉く怨敵同様之真中にて、先其浮雲を御取除無_レ之_レは、中々難_レ至_レ其場、身命の續く丈は、日夜苦心仕居候。

此れは井伊側より九條家へ對して注文に就_レての申譯だ。
間部侯、酒井侯、段々御心配被_レ成、梅田、鶴飼、其外共追々御召捕に相成、中にも一昨廿日鶴飼より關東表へ越_レ贈_レ候_レ密封物類御取上げに相成、御開封被_レ成候處、誠に不_レ容易_レ條々の證多分有_レ之。(參照 安政大獄前篇 九四) 猶

水陸悪計

幕府の對水戸餘疑

又山本貞一郎手跡極密之手帳類、同人遠行即日字喜田一蕙方へ預け、夫より古狸さ森寺因州(三條家諸大夫)方へ預け有之趣、茂左衛門(近藤茂左衛門、山本の兄)一蕙より白狀有之候に付、其帳面類御取上げ有之、其手扣極密之中に、貞一郎自筆にて、水印(水戸)惡謀張本之次第、且又毒殺計之根本に至迄、具に留記有之(毒殺とは、水戸齊昭が、將軍侍醫岡澤仙院を使喚して、將軍家定を毒殺したと云ふ一件)其中にも今度墨夷條約御調印之事等、種々様々之秘密等認有之(原注、貞一郎、星巖之遠行談に前代未聞之仕合者に御座候)。是等之趣書取寫し殿下(九條尙忠)へ入二御覽一候處、誠に御一笑之御事に御座候。

水戸齊昭が、將軍毒殺など、如何に黨争激烈の際として、餘りに誣妄も甚だしきこと。されど之を口にし、之を信ずる者あるに至りては、亦た如何に當時水戸齊昭に對する幕府側の嫌疑が濃厚であつたか判知る。而して此れは決して幕府側のみでなく、他の部分にも斯く信じたるものがあつた様だ。

右等之ニケ條は、是迄追々(原注、鶴岡密書に有之、薩、土、長之類)書狀にて申上げ

鶴岡密書の影響

候事に付(原注、其節申上候尾、水、越、阿、長、土、薩、仙其外)何も可驚事には更に無之御座候へども、如此未發に密に及二露顯一候事は、實に天下之幸福、神明之御助力と深重難有奉ニ恐喜一候。

以上を見れば、如何に鶴岡の密書が、多大深甚の影響を、京都に於ける井伊一派に與へたるか判知る。而して斯る場合に於て、如何に間部が京都に於て、討手の大將たる役目を勤めたるかは、問はずして知る可しだ。

【七】 間部入京後の京都(二)

間部意氣

一 間部様之御治定御精心段々相伺候處、今度之御次第御一洗迄は、是非御滞留、邪正分明にならずば、一年か二年十年にても、御歸府不被成との御自書迄も御認有之候に付、則其御自翰殿下(九條尙忠)へ差上候

處、打返し御熟覽、誠に稀世之御英傑と、再三御感賞被爲在候。入京即時の間部の意氣込は、全く此通りであつたに相違あるまい。併し此の氣分が、幾許の時日持續せらるゝかは、疑問とせねばならぬ。十年は愚ろか、一年さへも、覺束なき事であらう。

九條亦元
氣發揮

是全其御主君公(井伊直弼)之御目鏡と度々被仰出、實に御感心被爲在、是之御究り被遊御承知、十倍に被爲増得御精力、誠御内々ながら御勇々敷御事奉存候。

九條派
喜的達成

間部が斯る元氣であるから、それを看取したる、九條尙忠も、亦た非常の元氣を發揮し來つた。而して此の如く間部を入京せしめたのも、畢竟井伊直弼の鑑識であるとの謝意を陳述したのだ。此れも全く其通りにて、間部の態度や、氣焰が、如何に九條尙忠側に、元氣をつけ來りたるかは、推測するに難くあるまい。實に是丈け御粉骨御碎身御双方御實情を被爲盡候御儀など、おさまらざる事不可有御座、先般義言殿(長野主膳)より定て被申上候半、殿下(九條尙忠)

死物狂
策連中御

之仰に、蟻の穴をくゞつてゐると被仰歎候御次第、御精心と一致之御事實間部侯の心中奉推察候。追付御靜平言上可相成義と、義言君と、日夜困苦罷在候。乍恐如斯追々道開け候上は、何も御深配被爲遊間敷、是又乍恐言上可被成下一候。此の如く九條尙忠と間部詮勝とは、京都に於て、相ひ照應して、相ひ策動するに於ては、其の目的を達す可きは、決して遠きにあらずとのことだ。此れを見ても如何に間部の入京が、九條派に力を附けたるか知らる可きであらう。

一 御職(關白職)内覽等、從關東表御差止被仰進候御調に相成候由、且又御養君様之御儀、京都にて御取極被成進候様被遊度との御趣意御先代様(將軍家定)御直書にて近衛殿へ御願被仰進有之杯と、自然之節彼死物狂之連中より、右御書付を以て、證據物に可被成杯之御底意可有之哉之趣、内々御承知被遊、たとへどのよふな大變之證據様之偽書は勿論、其外共御取用無之様、尤夫等之事に御迷惑被成問敷との御深旨、十六日附

井伊派の對策

之尊翰(宇津木より島田への)委細被_レ仰越、右條々言上仕候處、逐一御承知被_レ遊、右はたとへどのよふのもの出候とも、夫是に御泥み被_レ遊候様之事は、決して神以不爲_レ在候間、御安心可_レ被_レ遊旨、可_レ申入様吳々被_レ仰付候。此段早々言上被_レ成置可_レ被_レ下候。

此の如く井伊派よりは、一面幕命もて、前將軍家定の遺命と稱して、九條關白の辭職沙汰を指し留め、その位地を保障し、他面反對黨等が前將軍家定の遺命を矯めて、一橋慶喜養君問題を持ち出さんことを豫防し、豫じめ九條尙忠の手元を固め置く可_レく、それぞれ工夫したものであらう。而して九條側でも、固より其の覺悟にて、飽迄それ等の陰謀をば退治し、決して其の虞なからしめんとのことだ。

當時井伊側の運動は、用意周到にして、殆んど何等の遺算なきに幾かつた。それは井伊は幕府なる大なる力を擁し、その力を以て京都に臨み、且つ天下に臨んだ。然も有志者側には、畫策も少くなかつたが、之を實行す可_レき力が缺乏

井伊派の用意周到

した。彼等は何等自から恃む可_レき力を有しなかつた。要するに井伊と有志者との對抗は、實力と空論との對抗であつた。

【八】 間部入京後の京都(三)

奸人早々刈取の要

島田龍章(左近)の書翰は、尙ほ左の如く續いてゐる。

尤此上鶴飼吉左衛門より、關東水戸宛之密書様之事、一ヶ條たり共、變事有_レ之歟、非法非義之義共有_レ之歟、彌姦惡之人々は勿論、譬高貴之族にて、乍レ恐爲_レ天下國家には難_レ替、恩を讐にて欲_レ報之佞奸人は、二葉之内に御刈取不_レ被_レ遊ては難_レ相成。乍レ併高貴之族は格別御憐愍を以、十分説得に及び、精々正道に立戻られ候様之御工夫而已御配慮被_レ爲_レ在、既に御上使(間部詮勝)之御深慮、並に御所司代(酒井忠義)之御異見も有_レ之、委曲言上に及

所謂高貴の族

び、義言(長野主膳)等にも苦慮之件々、御丹精之程、御感賞不_レ少_レ候。井伊、九條の立場から見れば、固より正義派の面々は、上記の如く凡有る悪名を附せらるゝも、尙ほ未だ鑿足せざるものであつたらう。高貴の族とは、近衛忠熙や、鷹司輔熙等のことであらう。而して此中には青蓮院宮なども、在す

捕三人召

ことと思はるゝ。乍併今兩三人之奸家張本之内官方之分を御穿鑿無_レ之ては、彼前文高貴之方々之善心に御立戻り被_レ成と正道開け不_レ申に付、彼兩三人の事、抽_二丹誠_一、日日御兩候(間部、酒井)へ申上居候事に有_レ之、依_レ之御思案御決定被_レ成候間、彌一兩日之中に、御召捕也御埒付可_レ申と奉_二恐悅_一候。

長野忍び

此れは近衛家、鷹司家等に接近する小林良典等の逮捕に就てのことと思はるゝ。月照和尙などが京都に居たたまらず、或は奈良に、或は大阪に、而して遂ひに西國落をせなければならなかつたのも、畢竟此れが爲めであつたらう。尤此節は義言主(長野主膳)には、極々御忍にて上京被_レ成候義に付、間部様

酒井氏の底慮不徹

長野は表向は彦根に居ることとなりて、京都にて暗中飛躍を逞くし、島田が九條家諸大夫として、酒井所司代などと應接してゐた。固より島田と長野とは、同腹の者共なれば、互ひに表に廻るも、裏に働くも、其の仕事は兩人の共同運動と云はねばなるまい。

此候は累年御在京之處、此度御歸役被_レ成候事故、官家方(公家)之虚實、市中一體之風俗に至迄に付、何角御心得被_レ成候へども、殿下(九條)には其次第素より御承知被_レ爲_レ在候御事には御座候得共、最初之間は、何歟御疑念被_レ爲_レ在、此節にては餘程御掛念被_レ爲_レ晴候御事に相成、誠に安悦仕候。乍併折々は困入候次第も間々御座候へども、此中に右様之御事御座候ては、不平大本に付、苦配仕候義に御座候。併此義只今では決

長野等酒
井に懷焉

て御心配御案思は御無用可被下候。萬事之次第は、殿下（九條）拙者（島田）迄被爲下置候。御内書數十通不殘見せ申、義言主（長野）へ極内々相渡し置有之候間、定て其御方様（井伊）へも御廻し可被上と奉存候間、其御書中にて、同候（酒井所司代）之御意味合御合點御推察可被下候。酒井所司代は天保十四年十一月から嘉永三年七月まで、滿六年八個月も京都に滞在し、而して今亦た改めて再度の任に當りたることであれば、其の京都の事情に精通したるは、言ふ迄もない。然も彼は井伊、九條派の運動者長野、島田の徒から見れば、嫌らぬ點が多かつたらしい。それは酒井の態度が、如何にも煮え切らぬ點があつたからであらう。而して酒井の煮え切らぬ態度は、要するに彼の朝廷及び有志者に對するものが、井伊一味のそれと、聊か殊なるものがあつた爲であらう。

酒井氏
弄さる

乍併此儀は其御主人様（井伊）限り、間部様へも其御方様より御通し之義は、決て御無用可被下候。右に付酒井候は義言主（長野）京地に無之しては、當

春來之京師之事情、相談之間、遠く候に付、極内々早々上京候様申遣し候様可仕旨、昨廿一日（安政五年九月）夜酒印へ申入候處、夫は至極宜敷との事に付、表向之内に、左様相成候はゞ、一段心安可奉存候。乍去何も御案思は御無用可被下候。此れでは既に上京してゐるものを、改めて上京せよとの仕組だ。所司代酒井さへも、長野、島田の輩に翻弄せられつゝあれば、彼等が如何なる芝居を、京都に於て目論む可き乎は、想像に難くない。而して上記の書翰は、九月廿二日朝として、京都の島田から、江戸の宇津木に與へたるものだ。

【九】長野の報告せる京都の近況（一）

更らに九月廿五日附、在京都の長野主膳より、在江戸の宇津木六之丞に與へた

長野上京
公表

る書翰を見れば、當時京都の事情が、昭々として掌紋を見るが如く分明だ。
君上(井伊)益御機嫌能恐悦至極奉存候。貴君彌御安泰之條奉
賀候。次に小生餘り忍居候。ても不都合之次第有之候間、間部様え
申上候。上、廿三日未明に京著之積りにて諸司代(酒井)へ申入候に付、
小笠原長州様(小笠原長常、京都町奉行)えも御傳言有之、先々少々致し易く相成
申候。(參照 八)

薩土長藩
出兵の略

此れは勿論長野は、彦根滞在の觸込にて、其實は私かに上京して運動してゐ
たが、それでは不便だから、今や公然上京のこととした旨を告げたのだ。
扱薩、土、長より軍船差向候と申一條も、大阪、堺、兵庫等、京より物見
之與力同心追々差遣し、彼の國々藏屋敷等内探いたさせ候處、一向夫らの
模様無之、至て靜謐之由申來、尙西國筋へも隱密之者遣し有之候由、渡
邊金三郎(京都町奉行付與力)より申來、大に安心仕候。
此れは勿論薩、土、長が出兵するなどの評判あつた爲めのこと。當時人心恟

彦根藩の
京都警衛

恟、而して有志者側も、盛んに宣傳してゐたらしい。

併廿日頃水戸藩之者三人、各替名にて大津八丁に泊り、上京之由申來候
に付、今暫油斷不相成之義に付、急速之事共、存意書取御家老衆(彦根藩の家老
等)へ申遣候處、別紙之通申來候間、今朝後閑彌太郎呼に遣さんと
存居候處、同人來候故、御家老衆御達之趣を以、方今之様子、御
守護御警衛向々次第柄隊長へ申置、猶内々自然騒敷事有之候は、妙満
寺(間部旅館)へ氣を付、別て此節柄火事等の節は、妙満寺を固め候心得之事。
併彦藩之人數は、御所より妙満寺を重く守護いたす杯と評判受候ては不
相成候に付、御所之處第一は勿論に候へ共、此節之大事は妙満寺に有
之段、隊長、御目付を始め、頭立候人々へは、極内々含め置候事共も申
遣し置候間、御安心思召可被下候。

右要領

此れは彦根藩は、京都警衛—主として御所—の任に膺りつゝあれば、其の主力を
間部警衛に竭さしむ可く、長野が取り計うたる報告だ。當時間部は有志者の附

け狙うところとなつてゐたから、長野が斯く氣を付けたのも、尤の次第だ。併し流石に長野も氣が咎め、御所よりも妙満寺一間部の護衛が専らであるとの評判を慮れて、斯る非難を招くならん様に、然も間部護衛に専らなる可く、隊長に注意したのだ。

鶴飼召捕の幸福

十九日鶴飼御召捕に相成候に付、同夜同人之書類手に入候次第、若今一兩日後れ、かの書狀水府へ廻り候はゞ（参照安政大獄前篇 九四）不容易之處、誠に以天運御盛成御事、是と申も間部侯の御決斷惡敷候て、父子（鶴飼吉左衛門、同幸吉）召捕も右様神速之計ひは出来申間敷とおもへば難有、扱々大事之場を逃れ候事と大悦奉存候。然も如何に鶴飼の書狀が水戸に達したればとて、當時の水戸にては、到底鶴飼の期待が行はれ得可き様は無かつた。併し井伊側から見れば、鶴飼父子の逮捕は、其の大打撃を反對黨に與へたる所以であつたことは争はれない。其後廿二日（安政五年九月）鷹司諸大夫小林民部權大輔白晝御召捕に相成、是

小林民部召捕

堂上方恐怖

にて惡謀之様は明白に可ニ相成、其後御築地内之舉動相考候處、惡謀方一統恐怖、左府公（近衛忠熙）も振ひ出し、同夜左右（近衛忠熙、鷹司輔照）三條（實萬）等内參之砌、例之暴政之旨、被ニ申立候趣に候へども、何様手出し不ニ相成、廿三日夜、大閤殿（鷹司政通）へ堂上方六人御寄合にて、大恐怖申には有體白狀之方可然と被ニ申候も有之、一列之中より、慥に殿下（九條尚忠）候歟三條殿は彌以大ふるひ、昨日諸司代衆へ、岡田式部（冷泉爲恭）を以、異心無レ之之旨可申之爲、關東御爲方書取等出来、かの山本貞一郎手帳を始、鶴飼之手紙に、三條翻心之事共有レ之事を申付、夫にて少し安心との趣、水老（水戸齊昭）を惡謀と申立坏、抱腹に堪兼候事共に御座候。此れは小林良典就縛後、有志者側の消息を、井伊側から眺めたるもの。固より見當違ひはあるであらう。されど滿廷震恟の狀は、掬す可きものがある。

【101】長野の報告せる京都の近況 (二)

然る處 殿下(九條)御辭職之事は、水戸風聞書を、傳奏と組て、押へられ候故と、矢張埒もなき事を押通され、其上殿下は實に健忘にて御職は勤らずなと被_レ申候事は、實之改心にて無_レ之歟、又は例のマケオシミに相違無_レ之候に付、

此れは前文の意義より辿り來れば、専ら近衛忠熙等に就てのこと。

九條井伊共謀説

昨夜(九月廿四日)も三浦七兵衛(所司代酒井忠義公用人)を呼、何はともあれ此度之一大事は、殿下(九條)と主人(井伊)と手を組、謀反有_レ之と申立候事有_レ之、此議は如何御穿鑿候哉と尋候處、其邊之事は、曾て可_レ申氣色は無_レ之との事に付、其證據は是迄追々申上候、今度小林御召捕は、何故之御趣意に候哉。夫共三公え御遠慮に候はゞ、風聞にして也とも、先九條殿御近習島田左近慎之事、御伺に可_レ相成、左候はゞ左近と義言と密會し、御

兩職(九條、井伊)手を組、謀反と申立たる次第は、慥に相分り可_レ申、惣て此度官民全體之御趣意、御建も成候には、第一主家(井伊家)之赤心を御顯し之道に有_レ之處、夫をおきて水戸え之勅諭は、いかに御詮議被_レ成候哉と、段々箸にてふくめ候如くに申候へども、兎角君主(井伊直弼)御謀反との事は、御家計りと思召候哉、其邊之道付不_レ申、其上此節堂上方恐怖之體見へかけ候に付、此期を失はず、御異見可_レ然旨、一昨夜漸々島左(島田左近)立合にて、三浦七(兵衛)へ申含候處、昨日三條殿之願口上より、又諸司代之手に入候手段計に相成、其上間部侯の御上使御濟候はゞ、直に御引取、其あとにて、堂上御引立等之御趣意より、禁中御政事向御改革之事は、諸司代之手柄に被_レ成度思召なりとて、殿下(九條)は勿論、島田もけしからぬ立腹、さてく困り物に御座候

此れは酒井所司代に付ての不満を漏らしたるもの。島田と云ひ、長野といひ、何れも酒井所司代の煮え切らぬ態度と、其の生温るき措置とには、殆んど困却

酒井に對する不滿

し切つたものであらう。此れによりても、如何に彼等が有志家狩に熱中したる乎が想ひやらるゝ。

一 只今之様子にては、此度御使之一件は、大體無二故障一相濟候事は相分り不申候へども、御兩職之御赤心(九條と井伊)主上も御合點相成候上、禁中之御政事向之亂も、御一洗不ニ相成候ては、又々此後も、水老(水戸老公)之如き方より手を入、國家を騒がせる事は、必定に有之故、是迄殿下(九條)よりも其御趣意御家(井伊家)を御馮に被遊候事ゆゑ、何分にも今度間部侯之御用は大切に、第一此度墨夷條約之一件相濟候はゞ、直に一體近來御所之御政事甚猥ケ間敷、別て不如法之法親王(青蓮院宮尊融親王)を、主上之御座近く被召、御政事向之御相談等被遊、非職無役之堂上方(例せば三條前内府の如き)天下之御政事を、かきまはされ候より、惑亂を生じ候故、以後右様之事無之様、殿下(九條)之仰之通、十七ヶ條(徳川初期所謂る朝廷より幕府へ政務一切御委任の要件)を御改復し被遊、其上皇女御申下し之一件と、堂上方御助力等

不如法法親王

宮中反對一掃策

之御取極、萬代不易之道を建候て、間部侯御歸府相成候はゞ、無ニ此上二御大切は勿論、公儀にも永世之御安心と奉存候。別て追々異船入港可仕候へ者、餘程御丈夫に禁中之御政事御法則御立不ニ相置候ては、追々六ヶ敷可ニ相成一と奉存候。右之條々殿下(九條)御直書にも有之事故、早々間部侯へ被ニ仰進一度奉存候。當地にて拙者共よりも殿下之御趣意は、追々可ニ申上と奉存候。此の如く長野等は先づ宮中の所謂る正義派を一掃し、青蓮院宮を始め奉り、自餘の方々を擯け、而して朝幕の關係を、徳川幕府の初期同様に恢復せんと企謀であつた。而して彼等は之を九條關白の意として井伊に通じ、井伊よりして更らに之を間部に移牒し、間部をして之を行はしめんとした。皇女一件は遂ひに文久元年和宮の御東下に追んで實行せられたが、其の淵原は實に遠かつた。

【二】近衛忠熙等の釋明書

近衛一派
壓迫の要

前に掲げたる(参照 一〇)長野が、近衛忠熙等が未だ後悔せず、又た負借をやり通す杯と云ひ、而してその爲めに更らに打撃を加ふ可しとの理由は、左記議奏等の書面に就てある。

宸襟御惱
第一件

去七月下旬、間部下總守殿より兩傳奏(廣橋、萬里小路)へ向、何か申來候趣、關白殿、兩傳奏含之義有之趣、風聞頻に有之、自然達天聽、御不審被思召、八月初旬、關白殿(九條尙忠)え御尋被爲在候處、何等之義も無之旨、言上有之候。

宸襟御惱
第二件

此れが宸襟に觸れたる第一件。然る處、同月八日御沙汰之勅、進達に相成候御書取別紙等巨細兩傳え御尋有之處、本紙並別紙一通之外、達書無之旨、附議奏言上有之。是れ宸襟を惱ましたる第二件。

九條に對
する詰問

其後猶以總州(間部詮勝)書狀之義風聞に付、彌御不審に思召、左大臣(近衛忠熙)殿を以、兩傳へ御尋糺之處、眞實之子細被申出、御内々被入御覽候。右は關白殿兩傳限りと致候様被命候。右抑留之趣被申候。全體關東より申來る義を、言上も無之、役人中へも沙汰無之、尤下總守殿(間部詮勝)趣意には、御所表御心得可被爲在様との趣旨と被存候。然るを被抑留、無披露一段は不都合事に候。右書狀披露有之候へば、何れ勅諭被仰進候共、御趣意不相失様被思食候て、可被仰進之處、其儀無之故、内々御申越之御趣意も、行違之段、甚不都合に相成、一同及心配候。此れは九條關白が、間部の上申書を抑留したるに就ての不都合を詰責したるもの。此れには申譯の出で來ることは、困難であらう。

廣橋萬里
小路の眞
相告白

殊に八日(安政五年八月)勅諭被仰出候節、いづれは申上無之ては不相成義、然るに不及其義、兩傳より右の意味を、謀書被差出候。(参照 安政大獄前篇 四〇)總て隱險之取計、如何之心得に候哉。左右兩公(近衛

忠照、鷹司輔照)へ御沙汰、兩傳へ御尋有之候處、全關白殿(九條尚忠)御命に從ひ、取計候段被申述、其他に異存無之旨趣、假令關白殿御命たり共、強て可申出處、甚不束之由恐入旨被申出一候。

九條恐縮

此れは廣橋、萬里小路兩傳奏が、其の真相を告白したるもの。仍關白殿へ以二條殿(齊敬)御尋問之處、實に無何心一傳奏限りに致置候積被命、其後御尋之節忘却。猶又八日之勅詔に兩傳より右之添書被差出候事も、無別存一旨被答、總て朦朧之義、甚被恐入一候に、存出候ては、實に無三申譯に恐縮之趣に候。

九條等辭職行程

此れは九條關白が、不束の措置に就て恐縮したる真相。其後關白殿所勞健忘之趣、御用多之御時節に付、辭職被申上一候。兩傳にも所勞を稱し引籠居申候。以上は九條關白及び廣橋、萬里小路の辭職に立ち到りたる行程だ。其後萬里小路へ當官辭退有之候て、御用差向候時節に付、役向へ其儘

廣橋引籠

總州書狀取計方不行届

被仰付、出仕相勤申候廣橋は、故障に相成、引籠中に有之候。此の如くして萬里小路は、御用多の爲め出仕、廣橋は引入つてゐる。但右八日勅詔に添翰差出候義、無據次第有之被遣候旨申進候趣意は、右書狀前以申來候事有之候へば、外々より風聞御取上、御口入など有之義にては、毛頭無之段は、爲念申入候義之趣は趣意も相分り有之候得共、何分右總州書狀取計方不行届に付、御總體之處不都合之次第に相成候。

此の如く兩傳より勅詔に添へたる書翰其物を非難したるではなく、只だ此の如き添翰を必要とするに到りたるは、畢竟間部の書狀を、抑留して叡覽に供しなかつた不行届に歸してゐる。

右内密之義に有之候へば、爲御心得一其許(酒井忠義)迄可申入置旨、左大臣殿(近衛忠照)内命之事。

九月廿四日(安政五年)

正義派釋

此の如くして久我建通、徳大寺公純、坊城俊克、裏松恭光の連署もて、所司代酒井忠義に與へてゐる。此れは全く正義派から、酒井所司代に對する釋明書であつて、寧ろ餘りに女々敷申譯に過ぎない感がある。云はゞ左大臣近衛忠熙等が關東方の勢焰に辟易して、危険の迫りつゝあるを見て、自衛の爲めに提出したるものに過ぎない。然るに彼れ長野は之を以て負惜みとか、後悔しないと稱し、更らに一撃を加ふるの必要を主張してゐる。蓋し人の考へは、實に立場によりて自ら殊ならざるを得ない。

京都の勢索然

殊に近衛殿の内覽は養君の事に關して大に憂懼する所あり(註略)、力を盡して九條殿下の復職を謀る。先其説客を捕へて以て禍源を塞んとす。七日梅田源次郎を捕ふ。尋で諸志士の公卿に出入する者を逮繫せんとす。志士之を聞て四方に散走す(成就院忍向、西郷吉兵衛、有村俊齋其他の在京者皆去て四方に走る)。是に於て京師の勢索然たり(安政紀事)

第三章 京都に於ける酒井間部の態度

〔一〕 堂上諸卿に與へたる酒井所司代の警告書(一)

酒井の立場

所司代酒井忠義の立場は、聊か同情す可きものであつた。彼は京都の事は、其の内外表裏とも、百も承知してゐた。而して彼は大老井伊直弼からの特命を奉じて、京都の所謂正論派退治の第一線に推し出された。彼は普通の大名に比すれば、尊皇の大義に就て、やゝ多く諒解してゐた。

酒井の態度

されば彼が態度の煮え切らないものとして、長野、及び島田の徒から苦情を陳られ、非難を受け、攻撃せられたのは、必らずしも彼が優柔不斷の性質であつた爲めといふ計りでなく、所謂「良心は人をして臆病ならしむる」ものあつた爲めといはねばならぬ。さばあれ彼は井伊大老の下に、所司代となり、而して其側には間部閣老が、殆んど監視者として睨んでゐる。されば彼の手は、自

警告書本

發的に、長野、島田等の注文通りとは行かないまでも、その方向に動かねばならぬは、亦た餘儀なき事情と云はねばならぬ。
斯くて九月三日に入京したる酒井忠義は、九月二十五日、其の公用人三浦吉信(七兵衛)をして、前内府三條實萬に對し、左の文書を持參し、これを堂上の各卿に進達せんことを請はしめた。

當春(安政五年)堀田備中守(正陸)爲御使上京仕候節、墨夷之儀に付、段々勅諭之趣、諸臣へ御達有之、謹拜承仕、竝慮之趣、誠に御尤至極之御儀と、實に感泣仕候次第にて、何卒御主意相立候様仕度と深存罷在候得共、御政事不携身分、何共致方無御座、憂鬱罷在候、併大老(井伊直弼)へは乍病中、折々書面を以、趣意申述候儀も、御座候處、老職之内にも、洋夷之邪説に迷候者も有之哉に付、(此れは暗に堀田等を斥す)存意貫徹不仕、相歎罷在候處、調印之儀に付、老職兩人迄も(堀田正睦、松平忠固)俄に退役被仰付、

幕閣心事

此れは條約調印の責任を、堀田正睦、松平忠固のみに嫁せしめんとするもの、果して當時の大老及び老中の心事が、此の如しとせば、實に陋とせねばならぬ。

其上私(酒井忠義)儀も不量再勤(所司代)被仰付、多日之雲霧頓に開け、不堪雀躍。然る處己事は何共致方無御座候得共、此上之處にても、何卒竝慮之御主意、可相成丈け相立候様、外夷之儀は、可相成丈け押戻し、赫々たる神州一日も早く外塵を拂ひ候様に、仕度存念を以、閣老へも十分申述、上京仕候。

責任轉荷

此れは酒井自己に付て、辯明したるもの。彼は條約調印を以て、自己は當時無役の身なれば勿論の事、乃ち大老、閣老をも、其の責任の埒外に措き、之を以て堀田備中守、松平伊賀守兩人の責に歸せしめんとした。併し此れは當人は姑らく措き、大老、閣老には當て徹る可き筋合ではあるまい。

儒醫浮浪者

尤問部下總守も、御使被仰付、引續き上京仕候。(酒井は三日、問部は十

七日入京) 右之次第にて、全く外夷一條之儀と存罷在候處、不量種々之岐路御座候て、御病氣とは乍申、此御時節關白殿(九條尚忠)御辭職之儀相發り、其上儒醫浮浪之者共、虚に乗じ、奸智を以て衆を迷し、將に天下之亂を引出し可申と相計、或諸藩陪臣之類、時に乘じ、慾を恣にせんとするの類、何れも當春之勅諭を口に唱へ、實は名々利慾を貪類之徒多相聞候。如斯者共は、實に神州之大患、外夷之補助と可申候。

以上は當時の有志者を、攻撃したる文句にして「神州之大患、外夷之補助」とは能くも巧妙なる文句を點出したるものだ。此れは畢竟當時の朝廷が、民間の有志者より動かされ、彼等の意見が朝廷の議となりて出で來りつゝあつた根本に向て、其の遮防策を施さんとしたものであらう。

【二三】 堂上諸卿に與へたる酒井所司代の警告書(二)

外夷の患

酒井忠義は、更らに前掲の理由を説明して曰く、

其子細は、外夷諸州に航海して、小國は力を以て之を征し、大國は貿易を以て是を親み、其中内亂を生ずるを待て、其虚に乗じ、一方へ荷擔致し、終に其土地を割き候類、往々有之、誠に内亂は外夷之望處にして、國中之大患無二此上一事に御座候。

此れは外國の日本の内亂を、寧ろ期待しつゝあるを云ふ。

折角當春勅諭、寸分も餘慶相立候様にと、致三苦心、御すらくと相濟候様丹誠を盡し申候。甲斐もなく、腐儒卜醫前後無辨、姦賊之説行れ、國內不穩様に相成候ては、實に皇朝之御爲不宣而已ならず、神州を窺候。外夷へ之助力同様之儀と、涕泣之至に御座候。

此れは民間の浮浪、處士が、人心を惑亂し、不穩の情勢を激成し、内亂の因を

國內不穩の恐れ

作爲するが故に、其等の煽動に浮かると乗りては宜しくないとの旨を盡言したるもの。

堂上反省の要

私(酒井忠義)申處、神明之照覽、實に一點も偽無御座候。希くば三公九卿、革卦上六之爻に應じ、嫌疑を去り、皇朝之御爲を被存候はゞ、一日も早く御静謐に歸し候様、誠心を被盡度候事。

朝廷の爲をばかる

此れは上記の理由によりて、堂上諸卿の反省を要めたものだ。堂上之方々、蠻夷を憎之餘り、筮醫姦邪之説に迷ひ、一旦は建議有之候得共、既に浮浪之姦計、顯然之上は、實に内亂相生じ候得ば、外寇虚に乗じ、朝廷之御爲、神州之御爲不宣、却て亂を招候筋と、眞智實見不致候はば、所謂不遠復元祇悔之占に應じ、朝廷之御爲、速に御改心御座候へば、實に國家之大幸と存候。假令從關東一品々申來り候共、何卒堂上之御方へは、一言之尋問無之様仕度と、丹款を盡し候得共、御改心之期無之節は、永く伏せ居候も不三相成、不レ得止關東之處置に任候様相成候て

警告書の効果

は、實に丹誠も無に成、第一朝廷之御爲不宣儀に付、某が眞實深く翫味被有之度事。此れは暗に威嚇の言を用ひて、其の改悔反正を促がすもの。所謂「從關東一品々申來り候共、何卒堂上之御方へは、一言之尋問無之様仕度」との一句が眼目だ、惟ふに此の警告書は、如何なる効果を來たしたるか知る可からざるも、必らずや滿廷の朝臣を震懾せしむるものあつたであらう。尙ほ彼は引續き、

再び堂上を度般和を勸む

左の一書を發した。先達て堂上之向々へ、存心之趣以ニ書取ニ申演候儀は、即今日之場合等甚心痛仕候より不殘心底認候儀にて、腐儒卜醫之姦計に惑溺之向も有之哉と相聞候に付ては、何卒速に前非を悔、不良之家臣等被召遣候と被ニ心付候向は、速に暇被差出一其上品に寄候ては、自身にも退隱、落傍等被ニ相願、官武御一和、御合體、御速に相整、誠に穩に御事濟相成候様にと、實に丹款を盡し、情實を吐露致し候儀之處、關東にて

數人召捕に相成、追々白狀致し候に付ては、連座之者共、夫々名差を以、差下し之儀申參り、誠に不レ得レ止儀、何卒此上にも、一日も早く御一和相整、堂上之向々へは、一言之尋問無レ之、御事濟に相成候様、相願罷在候事。

警告書有

此れは年月日なきも、前文の趣旨を、更らに一層緊切に繰り返したるものにして、其の文句によりて察すれば、小林良典以來、公家の關係者共を、江戸へ差下したる際の事と思はる。何れにしても此の警告書は、必らず利き目があったに相違あるまい。一方には公卿の諸臣、諸關係者を逮捕、入獄せしめ、他方には此の如く威嚇の言を發す。當時の公家中、如何に正義を持する者あるも、身邊の危殆眼前に迫り來るに際しては、何者か其心を動かさずして止む可き。

幕吏の手に及ばんとす

昨日豊後(伏見奉行兼禁裡取締内藤豊後守正綱)より使者にて口上、右之書取之通申候由に付、則爲ニ書取一入ニ御覽候。全く上御始貴兄杯と、離間致し候。

計と被レ察、サテサテ困り候事に御座候。

とある。其の書取なるものは、今更徴す可きものなきも、酒井や、内藤の手が追々と主上の御側近くまで動き始めたことが判知る。

【一四】酒井忠義の參内

忠義參内

九月三日入京したる所司代酒井忠義は、漸く一ヶ月後、十月二日に參内した。十月二日、甲辰、所司代酒井若狭守(若狭侍從忠義朝臣)再役初參内也。著ニ鶴間、兩役呢近等出會(内見無レ之)未半刻(午後三時頃)出ニ御子小御所、有ニ御對面賜ニ天盃。(非藏人日記)

此の參内は、前掲の警告書(參照 一三、一四)を三條前内府に與へ、其の效果の略ぼ著はれ來りたるを見濟まし、而して後自から實行したるものであらう。そは

近衛氏口
述控書

十月二日附にて、近衛忠熙から、彼に口述の控書を見れば分明だ。

十月二日近衛家にて、酒井若狭守へ被_レ申述_一之寫

蠻夷一件に付、其許段々國忠至誠之趣、令_レ言上_一候處、先以_レ叡威之御事に

候。先頃堀田備中守上京之通に相成候ては、實に神國之瑕瑾、被_レ對_二

大祖皇太神宮御始御代々何共無_レ被_レ仰譯、且條約之通りに相成、行末安穩之

見通しも無_レ之由にも被_レ開食、諸蠻追々來集し、巢窟を構へ、國人を誘ひ懷

け、邪法傳染之上は、實に神國之大害と深_レ被_レ歎思召_一候段は、同人並に

本多美濃守(前所司代)へも、毎々申入候通之儀に候得ば、何卒柳營役々一

同御旨相立、皇國無_レ瑕瑾_一様、幾重にも盡力有_レ之候様被_レ思召_一候

以上は安政五年春、堀田正睦上京以來のことに就てのこと。當時如何に外交

の真相が、朝廷には未だ分明でなかつたかは、之を一讀しても、推知するに難

くない。其面々眞實聖慮を被_レ伺取_一候はゞ、誠_二以_レ叡願も神明に通じ候儀と無_二

外交の眞
相朝廷に
不明

叡慮進奉
の困難

此上_二御満足に被_レ思召_一、御安心之御事に候

併し果して幕府が此の叡慮を奉體し得可き乎。假令奉體せんとするも、そは有

名無實とならざる乎、否乎。それは頗る疑問だ。

是迄之次第は、畢竟爲_二國家_一深被_レ惱_二宸襟_一候より之御事にて、元來之叡

慮相立候儀に候はゞ、其他は不_レ被_レ爲_レ有_一候

此れは朝廷の側より申せば、全く此の通りであるが、然も幕府側から見れば、

如何に叡慮なればとて、調印したる條約を取り消す譯にも參るまい。如何に叡

慮なればとて、條約面にて允許したることを、事實に於て禁制する譯にも參る

まい。されば朝廷の思召は、如何にも平穩なる様ではあるが、其實は苟も文

字通りに、之を遵奉せんには、幕府は到底死地に陥るの危険を冒さなければな

らない。

關白辭退一條も、御内慮御返答之趣に可_レ被_レ仰出_一候

此れは若し幕府が、叡慮の旨を實行するに於ては、九條關白の辭職も、幕府の

申請通り、一即ち前將軍家定の遺言なれば、留任を希ふとのこと一に仰せ出さる可しとのことだ。但だ問題は、幕府が果して「叡慮相立候儀」を實現せしめ得可き乎、否乎に存する。

朝廷外交

只々國中御安全、公武御合體にて、外虜を被退候様、叡念に被爲有候。柳營御配慮は勿論、夫々不ニ容易儀とは被思召候得共、此上偏厚配之程、被頼思召候事。

右御沙汰之上は、於ニ諸臣も、尤奉レ遵ニ叡慮、他念無レ之儀に候間、可有御安心様存候事。

實行困難の問題

以上は朝廷の方にて、餘程御交讓の思召を示し給ひたるものである。則ち若し外交に關する朝廷の思召が相ひ立たば、九條關白問題の如きは、幕府の注文通りに御任せありても、差支なしのことだ。されど此れは言ふには易いが、行ふには難い。幕府としては正々堂々其の行ふ能はざる所以、且つ行ふ可からざる所以を上申して、聖明を裨補するの他はある可からず。然も幕府當局者は此の

一事を糊塗し、却て聖明を欺き奉りて、其所欲を果さんと欲す。此に於てか幕府は遂ひに自縛自縛の窮地に自から陥るの止むなきに至つた。

【一五】 九條尙忠復職の前提

關白辭職の問題

抑も九條關白の辭職は、一朝一夕の事ではなかつた。彼は元來井伊側にて、近衛、應司、三條の一味とは、水油相ひ合せざるもの。其の兩立し難きは當然の事。而して特に間部の上申書を隠蔽し、若しくは勅諭以外に、主上の知し召さざる添翰を付するなど、主上の御心證を害する事の爲めに、遂ひに諭旨もて辭職を願ひ出づることとなつたのは、九月二日にして、酒井所司代入京の前日だ。

幕閣衝動多大

此の一事が如何に多大の衝動を、幕府の當局に與へたるかは、想像に餘りあり

だ。京都にては定例の通り、其旨を關東に通告あらせられ、關東では相違なく承引す可きものと思召したが、九條尙忠關白を辭して、近衛忠熙之に代るに至りては、關東の政策遂行に、多大の影響を及ぼす可きを以て、所司代酒井忠義は、百方を盡して、其の實行を延期せしめ、而して幕府は又た酒井に命じて、前將軍(家定)の遺命と稱して、此事を阻止せしめんとした。

志士追跡

而して朝廷では、近衛忠熙に、九條尙忠に代りて、内覽を命じ給うたが、關白の現職は、幕府の出し澁りにて、その儘となつてゐた。一方其間京都にては九月七日梅田源二郎逮捕を手始めとして、追々と志士は捕吏に追跡せられ、近衛忠熙の尤も親信したる月照和尚さへも、京都を立ち退くこととなり、九月十七日には、間部詮勝入京し、其の翌々日には鶴飼父子、廿二日には鷹司家の諸大夫にして、近衛、三條其他に出入し、尤も斡旋したる小林良典も縛に就いた。如何に朝廷の正義派が、勇猛なればとて、彼等は全く赤手だ。幕府の毒手が、其の周邊に逼り來りつつあるを、勿論安心して見物する譯には參るまい。此に

志士恐怖

於て彼等の恐怖心は、彼等をして種々の方策を講せしめたものであらう。乃ち其の一は、所司代酒井忠義に、近衛忠熙から釋明書を送つた。「參照 一」此の釋明書は、手短かに云へば、正義派が井伊派に申し入れたる講和文でなければ、その序文とも云ふ可きものであらう。

立京神の陣

實を云へば、間部の入京に際して、近衛、鷹司(輔熙)、三條等は、其の專對の候補者を物色し、國事御用掛の名稱の下に、三條實萬は、五條爲定、八條隆祐を推し、中山忠能は、時勢の危急に處す可く、當時病の爲めに退居したる久我建通を起用し、萬里小路正房、正親町三條實愛等と與に、國事御用を專掌せしめ、更らに大原重徳、五條爲定、岩倉具視等を議奏の加勢に任じ、間部應接を擔當せしめんとすの意見を具申し、而して忠熙等は、間部も亦た堀田が川路、岩瀬の徒を引き具して上京したる如く、有力なる隨員を伴ふ可く豫期し、彼等と對談す可く、鷹司家の小林良典(民部權大輔)久我家の春日仲襄(讃岐守)を擧用せんとすの評議をしたが、二十二日小林の逮捕によりて、其議は頓挫した。而して十月

口述書要

二日酒井忠義の參内の當日には、更らに近衛忠熙から、前記の如く〔參照 一四〕酒井忠義への口述書を與ふることとなつた。

此の口述書は、前半は幕府をして、朝廷の旨趣を遵奉せしむるに在る様だが、其の後半と云はんよりも、寧ろ全文歸結のところは、苟も幕府が朝廷の旨趣を奉戴するに於ては、幕府の希望通りに、九條尚忠を復職せしむ可しと云ふことだ。然も奉戴すると云ふは、未來を見越したる抽象的のことにして、復職は現在の具體的事實だ。幕府は其の心底に於て行ふを欲せざるも、將た行ふ能はざるを知つてゐても、只だ口上にて行ふと云へば、それ迄の事にて、朝廷は其の怪しげなる返答の代償として、折角論旨辭職せしめたるものを復職せしむることとなる。

されば此の口述書は、實に朝廷の正議派が、井伊派に叩頭したる第一と云ふ能はずんば、乃ち其の端緒と云ふ可きものにして、此後井伊派が、如何なる程度まで其の威迫を、朝廷の上にて逞しくす可き乎は、之を豫想するに難くあるまい。

正議派叩頭の端

【一六】長野の意見書(一)

長野島田の飛躍

所司代酒井忠義が、近衛、鷹司、三條等の正議派に肉薄しつゝあるに際し、長野、島田の徒は、却て酒井に肉薄し、其の微温にして煮え切らない態度を、頻りに攻撃しつゝある。今ま茲に長野及び宇津木の間に行復せられたる書翰を見れば、井伊大老を中心として、如何に彼等が暗中飛躍しつゝ、あつたかを知る可き證據が歴々として、出で来る。乃ち九月廿八日附、在京長野義言から、在江戸宇津木景福に與へたる書を掲げんに、

鶴飼捕縛の効果

然ば當地模様、十七日(九月)間印(間部詮勝)御上着以來、追々御政事向行届、鶴飼父子、鷹司家之小林民部大輔、同家金田伊織等御召捕に相成、依之之上堂下、餘程恐怖之色相見候。

鶴飼申口

斯く此れが爲めに、京都には恐怖の政治を施いた譯であつた。殊に鶴飼吉左衛門申口、一橋へ綸旨儀に付、近衛殿被仰候には、何分治世

近衛殿等の計

にては、甚六ヶ敷。御名(井伊直弼)を一發いたし、切込者有之、一騒いたし候は、直に繪旨は可出との事に付、薩土長より、軍兵を被指發候等之事を推て申上、水戸家之勢ひ付候て、繪旨を可出との工みにて、金こしらへ事之由白狀(参照 安政大獄前篇 101)

以上は在獄中の鞫飼が、審問に對して白狀したりと稱するもの。

近衛殿は、大體右大臣(鷹司輔熙)殿より差圖之事も、儘に相分、右様繪旨之事、安請合之證出候上は、水戸への勅諭も皆主上へ負せ奉るの遁口上も決して難立、廿四日左大臣(近衛忠熙)殿之内命にて、議奏衆より諸司代へ、殿下復職之事に付、御返事來(参照 11)拜見候處、根本たる關東謀反に、關白殿(九條尚忠)内通等之沙汰は、一言も無之、只間印(間部詮勝)より傳奏衆限、心得迄に被仰進候水戸風聞書を、兩傳之中に任せ、言上に不相成故、水戸之勅諭、關東之御趣意被達候申譯計にて、十分よき物御手に入、是一つにても治り可申と申上候へば、諸司代はとかく人の申事、又人之事

長野酒井の意見

を、謀反と申ても、夫を彼是申ては、彦根同意と思れ候事を恐られ候哉、關東謀反杯申處を、其儘にて、末々之枝葉にのみたづさはられ、扱々はかばかしからぬ事にて候へども、昨今三浦七兵衛(酒井公用人)へ嚴敷申諭、漸同人義自分心得にても、夫々可申通旨を以、今日(九月廿八日)は三條殿へ参り候。

長野の意見は、關東御謀反、九條、井伊の協謀と云ふ一點を摺み、此れを以て京都の正義派を、一網に羅し去らんとのこと。然るに酒井所司代はさる大がりのことよりも、寧ろ一步刻みに、手を著けんとのこと。斯くて兩者の意見の相違となつた譯にて、その爲め長野、島田等は、頻りに酒井を攻撃したるものであらう。

酒井管告の惡結

何事も二三日相立不申候ては、しかと相分り不申、若州(酒井忠義)より別紙被差出候より(参照 113、114)、又々惡謀勢ひ付候様子、是はかの書付にて、若州(酒井忠義)よりおどし詞、腹は柔弱と見透され、其上朝廷の御爲不

長野意氣

成と申一言、悪敷取なし候へば、朝廷之大事と、是まで申おき候事之證たるべきにより、各申譯出來候事との由に相聞候。扱々けしからぬ事。右は酒井の警告書が、却て敵に口實を假し、悪結果を來せるを云ふ。併し過たる事は、いたし方なく候儘、直に妙満寺(間部詮勝の宿所、即ち間部其人を斥す)へ愚存申置候。右之通り若州(酒井忠義)御同意にさへ相成候はゞ、恐らくは不日に、吉左右言上之積りに御座候。長野が如何様にもして、酒井を壓迫し、自己の意見に従はしめんと之意氣込は、上記にて分明だ。

【一七】長野の意見書(二)

長野は更らに其の友僚宇津木に與へたる九月廿八日附と同一月日に、其の主君

所司代枝葉論

井伊直弼に、殆んど前書と同様の意見書を上りてゐる。此れは勿論同時に發送したるものであらう。

御命之條々、冥加に餘候仕合難有奉存候。抑問部候御上著之後は、諸事御手行方十分相成、惡謀方大體恐怖之模様相見へ候へども、諸司代にて兎角末々枝葉論に而已御掛りにて、人手にて、惡謀方の内間より治め方に御入精被爲在候へども、右様にては逆も内外無二隔意相成候。期は見へ不申、只此度之一件發端は、關東謀反之申立より殿下(九條)と御家(井伊家)と御内通を、主上御疑念御憤深く、續て問部候御上京之上は、暴政有之候間、只今之内に、關白職御替被遊候様、虚偽を以奉爲驚候處より、御辭職相成候次第に付、以上は九條關白更迭一件に付ての長野の觀察、乃ち井伊側から見れば、正しく此の通りであらう。

關東御役方に、逆意無之段、明白にさへ相成候はゞ、關白復職は勿論、自

酒井用心
ばかり

天下一大
事の證人

然と隠謀者露顯に相成、水府之勅諭、不束之次第、急度相立候はゞ、治道は他に可レ求道も有間敷旨、段々申上候へども、若州候(酒井忠義)には、御用心計にて、更に埒明不申、昨夜(九月廿七日夕)も、三浦七兵衛(酒井公用人)來、御家(井伊家)御謀反との義、關東よりも被レ仰越候へども、右は御家計之私事にて、行々正邪明らかにさへ成候はゞ、宜敷との見込に申候に付、拙者申には、主人は公儀之御趣意相違之事と思召候哉。主家のみに掛り候私事と思召候はゞ、御調無レ之も御尤に候へども、在職中は、主家之謀反は公儀の謀反也。其上殿下(九條)も御内通之御疑念より御辭職に相成候事に候へば、此一義明白不相成迄は、諸司代には御勝手に御取治め可レ被レ成、關東よりは、極て御穿鑿可ニ相成、其證人は拙者(長野)左近(鳥田)にて候へば、身分は軽く候ても、天下一大事の證人、大切成身に候間、左様輕薄成小事の御相談相手には、御斷可レ申、乍去關東御疑念之筋より御穿鑿に相成、御取治に相成候義に候はゞ、粉骨碎身しても、此一義は證を以無證と

長野の初
一念

正議派罪
案構成

し、虚説之方にいたし、右御疑念無レ之上は、水戸へ勅諭下り候事は、三公方御役方無調法にして、殿下(九條)復職之場に至らしめ、關東之御趣意通、諸事相濟候上にて、主上之思召を以、公卿之御仕置は、相應に相成候計に可レ致と申候へば。

以上は長野が、其の立場からの意見を具申したるもの。長野は何處までも、小題大做に、井伊、九條の提携運動をば、關東御謀反の總體論に湊合し、關東御謀反の大題目の下に、正議派の全部を推し詰め、斯る誣妄の言もて、聖明を冒瀆したるの罪を正さんとした。然るに酒井は井伊の事は、井伊一家の私事にて、必らずしも之を徳川幕府と同一視するを得ずと云ひ、長野は否な幕府の大老なる井伊は即ち幕府を代表するものであるから、井伊の謀反は則ち幕府の謀反であると言ひ張り、強ひて正議派の言説を擴大にし、此れを以て其の罪案を構成せんと巧んだのだ。

七兵衛(三浦吉信)も、此上は主人よりも、其儀申間敷旨被レ申候へども、直に

三條殿へ參、説明いたすべしと申て參り候。無見當之御働而已にて、誠に困入候旨申置候。

此れは長野が三浦へ向て苦情、小言を並べたる次第を、其主井伊直弼への報告だ。

此義は精々可然方に相成候様可仕候へ共、一體御實情の小さ御所置と奉存候。此上とても若州へは、關東御疑念之筋は、飽迄も穿鑿明白に可致、個様に御手強被仰越被下置候様奉願候。此れは井伊の方から更らに酒井に向て、手強くやれとの命令を下せとの希望である。

【二八】長野の意見書(三)

内閣柔弱
の體見す
かされ

非道徳迄
穿鑿の要

一、惣て他之非を言上仕候事、吳々も奉恐入候へ共、先日より水戸の鶴飼父子、鷹司家之小林民部權大輔等御召捕に相成、右にて惡公家方大に恐怖被致、若州(酒井所司代)へ手入等之氣色相見候處、例之一人手柄之御先がけにて、別紙六之丞(宇津木)へ遣し候書付を、三條殿(實萬)へ被出、直に左府公(近衛忠熙)へ廻り、内閣柔弱之腹を見透され候故、左府公大に色を被直、扱々残念至極、一度以前御相談も被下置候はゞ、右様不都合之事は、仕問敷、殊に結文に、關東之御趣意通に相成候時は、第一朝廷之御爲にも不相成と有之、朝廷之二字は、是迄太(太閤應司政通)左(左大臣近衛忠熙)右(右大臣應司輔熙)等關東暴政之事は、僞言上之御申譯之種と相成と、七兵衛(酒井公用人三浦吉信)へ申聞候事に御座候。以上は酒井所司代を、井伊大老に向て、長野より彈劾したるもの。酒井に云はしむれば、固より當人相應の中分があるに相違あるまい。右様之次第故、以來とても道を以ては、如何様強く被仰立候とも、不苦

儀に付、非道之事は、飽迄も穿鑿可被遊趣に、御手強仰被下置一度奉存候。無左而は、彌増長、却て罪人を増計に可相成と奉存候。此の如く長野は、井伊大老に向て、酒井所司代に高壓的、強制的訓令を下す可く請望した。

小林召捕

一 鶴飼吉左衛門中口に、一橋へ綸旨之儀相願候へば、近衛殿被仰候には、何分治世にては、甚六ヶ敷、御前(井伊を云ふ)一發し、切込者あらば、綸旨を出す事は易く候と被仰候に付、其儀を江戸表へす、めに遣し候手紙(參照 安政大獄前篇 一〇)此間御取上に相成候。是以鶴飼之中口證人小林(民部權大輔)も、御召捕に相成居候。

鶴飼密書
利用さる

此の鶴飼の書簡が、種々に附會せられ、種々に利用せられ、安政大獄の仕組者たる井伊派に取りて、鬼の首同様の貴重文書となつた。

長野の宮
中一洗策

一 御前(井伊を指す)御上京可被遊勅命出候はゞ、尾州殿との御事、是は誠に宜敷奉存候。乍去水戸へ勅諭之事、三公(近衛、鷹司、三條)之非分

におとし、殿下御復職さへ相成候はゞ、決して御配慮被遊迄にも及不申、二度右様之勅諭不申様に迄、禁中之御政事、御一洗相成度義と奉存候。依之今度御上使(間部詮勝)之御用向相濟候はゞ、直に温恭院様(前將軍家定)御在世中之思召之旨を以、禁中之御政事錯亂いたし居候事、殿下(九條尚忠)へ被仰上候様に、御手段專要に奉存候。以上。

九月廿八日

義言上

小林中口

此の如く長野は、此の機會に乗じて、宮中一洗を企てた。彼は實に徹底的に事を成し遂げなければ息まざる底の漢だ。尚ほ長野は、以上の證據一件として、「小林中口」として、左の書を添へてゐる。

一 暴政之事。

右は間部侯上京之上は、暴政可被致との見込に付、堂上八十三人、其外

へも一統起立候様、觸達之義は、金田伊織之取計に有之候哉。其節岩倉、梅溪御兩人鷹司殿へ參、暴政に付、堂上一騷之事、御觸出し有之候哉と伺候節、右府公(鷹司輔照)左様之事は、無之旨、御答に相成候との事。

一 連名之事。

内前(前内大臣三條實萬)左(左大臣近衛忠熙)右(右大臣鷹司輔照)内(内大臣一條忠香)二大(二條大納言齊敬)近大(近衛大納言忠房)右は六月中旬、尾州、水戸へ、六人連名にて、墨夷一條、勅諭之通、御趣意相立候様、尾水兩家、連名にて、被仰進候處、尾州にて焼捨候由。尤右書付は、尾州在京役へ被達候由。

一 九彦(九條、彦根)内通之事。

右引通しとの事は、久我殿(建通)と、富印(富小路敬直)日參より言上、世上へも申ふらし候由。是は鹽小路より承り候由にして、御内議へも同斷。

一 主上之御騷。

右は川路左衛門尉、栗田宮(青蓮院宮親王)にて、今度之一條(此れば堀田正睦上京の際のこと)勅許有之ても、無之ても、大亂に可及、關東之御評説には、勅許無之候節は、承久之例、北條之跡を追ひ、可奉流との御事に付、川路左衛門殿(聖讓)御見合相成候様、止置申候旨申上、同宮より直に奏達相成候より、事起り候由。

一 彦印謀反との事。右は太閤殿(鷹司政通)被蒙ニ御不興候、汚名を雪がんと爲に、右府(鷹司輔照)公彦根は謀反と申立、殿下(九條尚忠)へ内通之旨言上相成との事。尤其儀世上へも月照を以、觸候由、申之。

長野右申
口利用

以上小林の中口なるものは、果して小林良典其人の口より出でたる乎、當時の裁判筆記は、如何なる程度まで信用せらる可き乎。將た此の文書は果して間違なき正確の裁判筆記として信用せらる可き乎。其邊のことは斷言出來ないが、少くも長野は之を證據書類として、飽迄も其の一網羅織の政策を厲行す可く、井伊に勸説したものと見受けらる。

【一九】宇津木の返書(一)

長野意見書の反響

長野の意見書が、如何なる反響を井伊大老に與へたるかは、其の公用人宇津木景福が、長野へ當てたる十月六日附の返書を見れば、之を推測するに難くない。

井伊精勵

九月廿八日出之貴書、去四日に著拜見仕候。冷氣彌増に相成候處、先以御上益御機嫌能、日々御登城、不ニ相變御退出も遅く候得ども、聊御疲れの御氣色も無之、御精勤被ニ下置、誠に以恐悦至極、御安喜可被成候。

此れは井伊が精勵のことをいふ。左もある可きこと。

然ば鶴飼父子、小林、金田等御召捕に相成、惡謀方恐怖致候由、御同喜仕候。

此れは勿論のこと。

一橋繪旨

一橋へ繪旨治世にては六ヶ敷、御家(井伊家)え切込候は、直様御出し可被成との近衛殿御内命之由、攝家三公之重職にて、右様之思召、扱々敷ヶ敷次第に奉存候。

一橋繪旨とは、一橋を將軍、若しくは其の相續者とするの繪旨のこと。井伊家切込云々の説、果して近衛忠熙の口より出でたる乎、彼は温厚老成の長者、斯る激語を發す可しとは思はれない。此れには其の中間に何かの經緯があつたものであらうと思はる。

水府方押掛説

水府方にも、兎角御家(井伊家)を鬱陶敷存、御家へ押掛候など申唱候由。

此れは左もある可きこと。井伊が水戸を當面の敵として、頻繁に打撃を加へんとする氣合を見ては、水戸の方でも同様の氣合を生ず可きは、決して不思議はない。云はば此れは双方の水掛論だ。

自畫自贊

東西共御家(井伊家)を目掛け候ても、君上之御武威、天下に冠たる事顯然に

て、心地よく奉^レ存候事に御座候。

所謂る自畫自賛とは、此事であらう。此れは決して井伊の武威の然らしむるものではない。彼が大老たる重要な位置を占めて、此の位置によりて、其の一種の政策を剛行せんとしたるが爲めだ。

所司代枝

遠島申立

關東酒井

御所司代枝葉に携り、肝要之所に、御心付無^レ之故、三浦七兵衛え嚴敷御説得被^レ成候次第、御紙面拜見切齒致し候。右様御あせり被^レ成候事に付、其次第被^レ仰上候は、御手ぬるく可^レ被^レ思召^一との御懸念にも候哉。今度之重犯人は、應司殿御父子を、遠島に被^レ仰付候は、外堂上方口出し候者無^レ之。近衛殿内覽御辭退、九條殿御復職に可^レ相成^一と被^レ仰越候。長野から酒井所司代の優柔不斷を攻撃し、彈劾し來るに、酒井からは、却て進一層の、然も長野、島田等が、嘔氣にも出さざる應司父子遠島の一件を、井伊まで持ち出し來たのは、抑も何故であらう。それに就ては、宇津木は左の如く解釋してゐる。

破の腹中觀

斯迄之御意氣込に候は、今日迄之御所置、御手強く可^レ被^レ成處、右様被^レ仰越候ても、關東にて御取用ひ無^レ之と申事、疾御承知にて、いかめしく被^レ仰越候義、何共笑止千萬、依て御乗合なく御返答被^レ遣候。乃ち酒井忠義は、到底關東に於て斯る提議の採用せらる可き筈なきことを見越し、其の行はれざるを期待して、故らに斯くも強がりの意見を申請し來つたもの。されば彼の心中を看破して、關東にては、それに頓著なく、適當の挨拶をしたとのこと。

酒井窮餘の思付

此れは果して宇津木の推察の通りであつた乎、將た酒井忠義は、眞面目に斯く斷行す可しと確信もて申し越したる乎。そは何れとも保證は出來ない。されど餘りに長野等に優柔不斷を責めつけらるゝの窮餘、却て斯る思ひ切りたる、獻策に出でたることは、恐らくは付度するに餘りあるものがあらう。

【110】宇津木の返書(二)

宇津木の
間部評

宇津木は更らに間部詮勝に就て、斯く評してゐる。
 間部侯も表強く見へ候得共、内意は鋭氣くぢけ候と見へ、兵庫を閉候は
 ば、すらくと相濟可申、亞米本國へ使者を以、何様にも懸合、代港にて
 爲レ濟候様相成候は、可レ然との御談じ、夫さへ出來候事なれば、下總
 守様(間部詮勝)御上京にも及不申、今日之場合と成候ては、何分條約變じ
 候事難相成、強て變じ候時には、曲我に有て、後日不埒之事有レ之候
 ても、制し候事難相成に付、條約を守り、彼れの曲を待、日本之威を示し
 候時には、信義を以、伏從爲レ致候。其義は飽迄御承知にて、今日前文之
 様成事被レ仰進、君上(井伊直弼)にも、甚御危殆被レ遊候に付、委細御紙面
 にて、被レ仰越候得共、貴様(長野を斥す)にも、御心得鋭氣御引立被レ成候
 様可レ被レ成。

間部外硬
内柔の疑

間部は京都に赴き見れば、案外朝廷の氣焰甚だしく、特に主上の御軫念を見て
 は、兵庫開港を、他の港と取り換へ、兵庫だけは、朝旨の通りに、外人に開港
 せざる様せねばなるまい。斯くすれば諸事は易々と相ひ運ぶ可しとの意見を、
 井伊まで申し送りたるによりて、井伊側では若しそれほどのことなれば、故ら
 に間部が上京する迄もなき事。扱ては間部も外硬内柔、追々腰がぐらつき
 出したと掛念し、上記の如く、長野に宇津木より申し通じたものであらう。

兩條極秘

尤前文兩條極秘被レ仰越候事に付、泄れ候様相成候ては、一大事、貴
 兄(長野)御心中に秘し置、御大事之場合に付、何分御丹精被レ成候様と被レ
 仰出候。

間部輕率

兩條とは、一は鷹司父子遠島の件、一は兵庫開港を他港と變更の件である。前
 者は井伊側にて行ふを敢てせざるを見越しての進言、後者は京都と妥協す可き
 便法としての進言。何れも大祕なれば、他に泄らす勿れとのこと。
 元來間部は、輕率の漢にて、對外の知識と云ひ、政策と云ひ、彼には決して確

乎たるものもなく、斷乎たるものもなく、此の一點に於ては、到底堀田正睦な
 どの足元にも寄りつくことの能はざる者。されば彼が兵庫開港に就ても、斯く
 進言したのは、必らずしも此れが重大問題でもなければ、至難の問題でもな
 く、而して此れさへ解決すれば、京都に於ける對内問題は、双を迎へて解くる
 からとして、彼は斯く申し送つたものであらう。されど江戸では談何んぞ容易
 なる。今更ら斯る談判を外人に向てなさん乎、曲我に在りて、其の結果は重大
 なるものが出で来るであらうとの見越よりして、更らに長野をして、問部の腰
 を推して、斯る軟説を吐くならしむ可く、其の内意を傳へたものであらう。
 何よりも恐悦成事は、昨日(十月五日)宿繼著、此節之御義、將軍宣下御早き
 方、叡慮も被安候に付、當年中に、御都合次第と被仰進一候由にて、君
 上(井伊直弼)には、御満悦、一御安心被遊、全御忠勤相顯候義と大悦
 仕候。水府も此節は音沙汰もなく、惡方追々消滅、無程平治可致と
 難有奉存候事に御座候。

將軍宣下
に就き

問部また
弱腰

此れは將軍宣下が、本年中に行はる可しとの至急報が、京都より到着したるこ
 とに就てのこと。京都でも最初は、之を一種の交換條件として幕府に臨まんと
 したが、然も問部上京、志士就縛等にて、滿廷の朝臣、何れも恐怖に襲はれつ
 つあるの際、將軍宣下の握り潰しなど、殆んど夢にも出で來り得可きものでは
 なかつた。
 要するに長野や、宇津木の徒から見れば、所司代酒井忠義の弱腰は云ふも更な
 り、乃ち討手の大將問部詮勝さへも、動もすれば弱腰の醜態を暴露し來らんと
 するもの、如くであつた。

第四章 井伊側の間部觀

【二一】 鷹司父子遠島の意見に付て間部と井伊側との往復

間部見込

前記長野、宇津木往復の書〔參照 一六一二〇〕によりて、其の梗概は示されたが、間部及び酒井の意見として、間部から幕閣へ其の照會をなしたる書付は、左の通りだ。

下總守(間部詮勝)見込

今般之御使、御程能相濟(原注、此程能と申儀、別紙に相付候)其後於關東御吟味詰、水戸老公(齊昭)御惡計相顯れ、御同人義嚴重之御沙汰に相成、最早御目の出不申御所置に相成候は、自然鷹司殿に於ても、御邪曲、御謀策、出申間

公家衆法度

敷哉。是等之邊、不及御相談取極候義には不相成、天下之御一大事に御座候間、篤と御良考之上、被仰下候様致度候。

公家衆法度

一 不寄老若、背行義法度一輩は、急度可處ニ流罪一但依ニ罪輕重一可定ニ年序一事。

右ケ條に相當り可申哉に存候得共、何分御治世以來、重き公家衆等流罪之例、不及聽儀。且は被對ニ禁中一御遠慮之筋にも不相當、乍去此儘被ニ差置、天下之災禍に相成候義に付、何共難ニ相決一事に御座候。

右見込之義、据り無之候ては、取計方にも差支候義に付、及御相談一候。早々御下知被仰下候様存候事。

公家遠島
前例なし

此れは全く水戸齊昭が、元惡であるとの證據が擧り、其の懲罰を被りたる後、其の協謀者としての鷹司父子に對する措置に付ての提案だ。遠島流罪は、公家法度の項目には存するも、今更ら從來其例なき重臣を、斯く處分するは、容

易の事ではなく、さりとして、其儘抛擲す可きではない。故に指令を請ふとのことだ。此れは固より江戸に於ける水戸齊昭に對する處分を見越してのことだ。今更此れに就て、井伊側の答案は、左の通りだ。

井伊側答

鷹司殿父子之儀は、今般一件之重犯人に付、此儘にて相濟候はゞ、再度之謀計も難計候間、右家來小林民部、金田伊織之兩人吟味申口を以、難置一條に相成候上、右父子を遠島に被仰付候はゞ、更に外堂上方、口出し候者無之、可及御静謐、左候はゞ、近衛殿内覽御辭退之場合に引付、九條殿復職に相成候はゞ、相納り可申との若狹守(所司代酒井忠義)見込に付、御考論之趣、熟談御趣意御尤に存候。尤兩人(小林、金田)吟味口により難被差置御筋合に候はゞ、重き御咎被仰付候共、子細は無之候得共可成丈は、穩當之御取計にて、此度之一件、一橋を西城え入可申との工みより、外夷御取扱之義を惡候様に申立候。水府隱謀之次第柄、達ニ叡聞、事實御分りに相成候はゞ、隱謀荷擔之向は、夫々御咎めも付候様、自然と

井伊等の目的

鷹司遠島論不採用

可ニ相成、左候はゞ、九條殿御復職之道も付、近衛殿にも御辭退にも相成、御安心之場合に至り可申、殿料を以、一時衆人を威伏爲致候方は、何分不穩御所置、向後御取締も不宣哉と被存候。尙御考慮可被下候。此の通りの文案にて、指令を與へたる乎、將た其の文案は多少修正したる乎、そは始らく措き、其の旨趣は全く此れに外ならなかつたであらうと思はる。元來井伊等の目的は、専ら水戸にありて、水戸さへ退治し去らば、其他は顧るに足らず、假令之を願るも、要するにそは水戸の黨興としてのことに過ぎず。されば此際鷹司父子を遠島に流置せしめ、その爲めに一大問題を惹起するが如きは、如何に猪突の井伊たりとて、浮かと思ふ可きでないことは、勿論のことであらう。

故らに斯る硬説を主唱したるにあらざやとの説は、必らずしも其の根據なしと云ふ可からずであらう。何れにもせよ、應司父子の遠島説は、井伊其人には、採用せられなかつた。

【三二】 兵庫開港に關し間部と井伊側との往復

間部の兵
庫開港觀

間部は更らに兵庫開港一件に付て、左の意見書を申達し、幕府の指令を要めた。

下總 守來狀

外國一條、京地之御模様は、追々御承知之通に候處、尙又上京之上、及承候處にては、兵庫開港之義は、何れにも御差止相成候様被成度思召之由、所司代(酒井忠義)内話之趣にも、表向は立派之御沙汰も有之候得共、内實之處は、只々京地廻り三十里内へ、異人不立入様被成度、

間部酒井
同腹か

三十里内へ不立入様に相成候はゞ、さして御六ヶ敷義も有之間敷哉之由。此れは酒井所司代の意見によりて斯く云ふものの、云はゞ間部も酒井と同腹のものであらう。

今般兵庫開港之義は、御差止相成候様御沙汰も有之哉之風聞も有之候に付ては、猶駕斗勘辨致し候處、異船一條を始、其外諸事何分御六ヶ敷場合存候、右一ヶ條にても、京地思召相立候はゞ、御都合も宜哉と存候得とも、兵庫開港之義は、條約も相濟候上之義に可有之候得共、何と歟差支之義、出來之廉を以て、來春亞米利加え差遣候者共へ、被仰付、彼國え及二掛合候様には、相成問敷哉。

間部軟化

間部の意見は、此に至りて全く軟化してゐる。乃ち彼は京都の兵庫開港御指止の議を、其儘ではないが、聊か變形の上にて、贊助せんとするもの、如くである。

兵庫開港
取止案

左候はゞ今般兵庫之義、彌御沙汰有之候はゞ、右は容易に難ニ相整一義に

可有御座候得共、厚き御沙汰之次第も有之之間、代港相開、兵庫之義は、差止候積り、精々心力を盡し、彼國え及二掛合候様可仕旨、申上候は、御都合も宜敷哉と奉存候間、尙又篤と御評議之上、否被仰下候様、致し度存候。

井伊側指
令案

此の如く代港を開きて、兵庫開港は取り止むるの談判を、新たに米國に對し開始す可しとの意味だ。此れに就て井伊側の指令案は、則ち左の通りだ。然ば御申越し至極御尤之義、素より兵庫を閉候得ば萬事御都合も宜御事は、疾より心付居候義にて、是迄時々掛り之者共へも、討論に及候得共、何分段々次第柄にて、何分六ヶ敷、第一彼れ之相望候眼目之場所に付、たとへ來春彼地え參り、如何様故障を付、代港之義申論候共、逆も相整可申共不被存。

兵庫開港
撤回の困難

兵庫開港の議を撤回するは、此方にては好都合は勿論だが、彼方では左様には參るまい。此れが彼方の望む眼目の場所であるからに。

到底出来ぬ
相談

其上アメリカ而已ならず、先頃追々參り候諸夷えも條約相濟候事に付、猶又彼れには強みも有之、強情に申立、條約破れ候所迄之勢ひに可相成と被察候事にて、詰候處は争亂之覺悟之上ならでは、代港之義は相整申間敷。

乃ち外國と一戰の覺悟なくしては、到底此の相談は出来まい。左候は却て宸襟をも被爲惱候期に至り可申義、往々御大事に有之、今日之處にて、朝廷之思召、一事として通徹不致處、御不満に思召候段は、何共奉忍入候得共、右邊之義は、御發途前にも兼て御咄合も有之、之事にて、貴様には御承知も御座候次第に有之、兵庫開港之御取計に相成候義は、聊以恐懼之御所置には無之義と存候間、如何にも御丹精被盡、御申解に相成候様仕度、今度御使之専務、何分天下之御爲に候間、何分にも御申解被成候ても、御承引無御座一節には、致方も無之、其砌は又々可被仰下、左候は戰に決し候より外無之、何分穩當

期待裏切
らる

之掛合にては、代港之義、可_レ行届見込更に無_レ之、御勘者可_レ被_レ下候。此の如く此の問題は、御身が上京以前既に江戸にて協議してゐたではない乎。それを申解くが使者の役目ではない乎。今更ら兵庫閉鎖などの申請は驚き入りたることではない乎。斯る出来ない相談を、今更ら持ち掛けんとは、抑も如可なる了見である乎。此れが間部に對する返事の要領だ。要するに間部の鷹司遠島の一件も、兵庫を閉ぢ代港を開くの一件も、兩ながら江戸に於ては詮議には及ばなかつた。此の如くして間部の江戸に於ける評判は、決して善くなかつた。彼は少くとも江戸出發當時の期待を裏切つた。

【三三】 間部、酒井、對長野、宇津木 (一)

井伊側では、長野義言、島田龍章の徒は、頻りに所司代酒井忠義の優柔不斷を

長野島田
の朝廷一
掃案

酒井鷹病
再發

小林金田
白狀件々

攻撃し、此の機會に一切の禍因を根絶せしむ可く、「井伊、九條の謀反」なる彼等の所謂公家側の誣告を、罪案として、滿廷を一掃せんと企てた。然も此れには酒井所司代は、一向氣乗りせず、而して間部等の思ふ様には動かなかつた。此に於て長野と宇津木とは、西東互ひに相ひ呼應して、頻りに策動した。彼等は單だに九條尙忠の關白復職のみを以て、満足してはゐなかつた。乃ち十月十二日附、宇津木より長野への返書中には、去_二日附之御書付、同八日著_一致_二拜見_一候。然ば御地之御模様、過半御行届に相成候得共、若印(酒井所司代)鷹病御再發にて、御埒付不_レ申、十倍御苦心之趣、御察申候。間印(間部詮勝)には御聞受宜敷由、御同喜仕候。とあれば、者般の消息を察するに難くあるまい。小林(良典)金田(伊織)不容易一件々白狀いたし候處、若印(酒井)より間印(間部)へ差出し候事は、暫く見合候様にと、小笠原長州(京都町奉行)え御内意有_レ之由、不_レ輕仕義と奉_レ存候。併いづれ迄も、御押へ置被_レ成候。

ては、若印(酒井)御身分にも拘り候事に付、最早問印(問部)へも御達に相成候事と奉存候得共、右様之御所置にて、萬事御手後、御不都合に可相成と深く御配慮。

此れは井伊其人は、此事に配慮しつゝありとのこと。

小笠原への注意

若侯(酒井)に依頼被成候事は、御尤に候得とも、國家之御大事に預候事は、急度御存寄御申上可被成、若州侯(酒井)之御性質、御會得不被成ては、御行違之事出來可致旨、長州(京都町奉行小笠原長門守長常)え、石

谷氏(江戸町奉行石谷因幡守穆清)より篤と通達被成候様之御取計に相成申候

此れは石谷から小笠原に注意す可く、井伊から申付けたとのこと。

將軍宣下の恐悅

何よりも恐悅なる事は、少しも早く將軍宣下可被成下との一事、天下之人心落付、國家之幸福と奉存候。

問部若明のみ願望

此れは井伊側としては、尤も千萬のことであらう。右一條は、條約一條相濟候上ならでは、御沙汰も有之間敷と被存候處、

問題焦點にあり

今般之御沙汰に相成候事は、近衛殿(忠照)關東御忠節御顯し、内覽を御保ち可被成、御下心歎と被察候間、若御兩所(問部、酒井を云ふ)も兎角御埒方の宜處へ御眼を被附候様可相成哉。左候ては、大旗早直りにて、再發之基、惡謀方猛火之如き勢ひ之中にて、九條殿御一人御踏こたへ被成候御忠精にて、大亂に及不中、實に拔群之御忠節に候處、却て汚名を蒙らせられ、御辭職被成候を、御嫌ひなく、反り忠之御方を、其儘に御遣ひ被成候ては、御政道は相立不申に付、右之次第、深く御配慮、問部(問部、酒井)兩所へ被仰進一候得共、彦根謀反と被申立一候御潔白立に被仰進一候様に御聞込御座候哉に被察、何とも歎け敷次第云々。

とあれば、酒井は勿論のこと、問部も、此れを罪案として、滿廷の公卿を處分

するには、彼等も賛成しなかつたらしい。併し如何に九條關白が復職しても、若し近衛以下の面々が、其儘朝廷に居直るに於ては、九條關白は全く孤立にして、手も足も出づ可き様はあるまい。此れ

は長野、島田、宇津木の心配が、一應の理由ある處にして、此の一點に就ては、井伊直弼も、固より長野、宇津木の説を容るゝに勇であつたに相違あるまい。否な恐らくは井伊其人の本來の意見が、全く此の通りであつたに相違あるまい。今や問題は九條關白の復職如何ではなく、寧ろ一轉して復職と同時に、若しくは復職の後に於ける朝廷の掃除、朝臣の處分如何となつて來た。

【二四】 間部、酒井、對長野、宇津木 (二)

酒井漸次
強硬

尙ほ十月十六日附、宇津木より長野へ宛たる返書を見れば、更らに一層京都に於ける曲折の事情が分明である。

去五日同八日兩度之貴書拜見 仕候……然ば三浦七兵衛え御應接之次第委細承知、御尤之御義少しは七兵衛も合點參り候由 惡謀方勢ひ挫け

候に付ては、御詮議も行届候様可ニ相成御見込之由、何分狐疑強き御様子にて御迷惑之段、遠察仕候併貴兄(長野)並左近(島田)之御丹精にて、能々御模様相成難有奉存候事に御座候。此れにて長野が酒井の公用人三浦七兵衛(吉信)を説諭し、漸次酒井所司代の手を強むることとなつた事情が判知る。

關白辭職
差留

一 關白殿御辭退御差留(此れは前將軍云々の理由によりて)之御書も、六日御進達に相成、七日堂上方惣御參内に相成、定て御復職之御沙汰とは可ニ相成候得ども、正邪不分明にては、逆も御請は無之旨、兼て御伺ひ被成候間三四度之間には、追々正道に立歸り可申、一度御復職に相成候上は、たとへ惡方にて其儘に可ニ差置手段有之候とも、殿下(九條尙忠)之思召決して左様に無之、いづれには正道に相成候事は必定、不日に吉左右可ニ申上と被ニ仰下、扱々能御模様奉ニ恐悦候。惟ふに九條尙忠の復職一件に付ては、長野、島田等が、彼是と智慧をつけ、其

九條勢力
漸次回復

の條件なども持ち出さしめたことであらう。
近衛殿、三條殿御改心と申計りにては、迎も關東之思召主上え御貫通之
場には至り申間敷候得共、准后様(此れは九條尚忠の女、藤原氏子、後の英照皇太后)二
日より御出勤に付、追々能御模様御承知、殊之外御大慶被遊候。(此れは井伊

直弼のこと)

此れにて見れば、九條家の勢力が、漸次宮廷に恢復せられつゝある徴候が分
明だ。尙ほ前文の別紙に左の如くある。

酒井氏功
績

將軍宣下もすらりと相濟候に付、下總守(間部詮勝)様には、殊之外御満悦に
て、全若州侯(酒井忠義)之御働逆、鬼之首取候様被仰進一候由如何
にも恐悦至極之御事は申迄も無之候得共、是も悪謀方之計策にて、關東
え御親切らしく被成、夫にて是迄之罪を御逃れ被成候御手段に無之哉。
自然左様之奸計に御はまり被成候ては、後思可恐事、兎に角正邪分明
に相成不申ては、御安心之場に至り不申、此意味毎々被仰進一候得共、

井伊一派
の腹黒

(此れは井伊直弼より酒井へ)若州侯(酒井)にはいづれにも此度之義濟候得ば、宜
と之御見込、下總守様(間部)にも今度之御喜悦にて、大體にて爲三御濟被成
度御様子に相見へ、甚御心配被遊候事に御坐候。
此れにて見れば、井伊及び宇津木、長野等は、酒井若しくは間部に比すれば、
頗る腹黒き連中であることを白状してゐる様だ。彼等は底の底を、裏の裏を、
吟味せずしては已まないものを持つてゐる。

貴兄(長野)並に左近殿(鳥田)には、御上(井伊直弼)と御同様之御心得にて御働
き被爲入候事に付、御如才は無之事に候得とも、程よく下總守様(間
部)え御申解、後之患残り不申、公武御安心之御場合に至り候様、殿下
(九條)之御賢慮をも御伺御取計被成候様可申進一旨、吳々被仰付
候。何分今少し之處御ゆるめ被成候ては、後來可恐事に御座候。先々
追々能御模様相成、勢ひ能御精勤被成候御義と奉存候。左近殿(鳥田)
え御出逢之節、宜御傳へ奉願候。

井伊派中の最硬者

此の如く均しく井伊側と稱するも、酒井一變して間部となり、間部一變して井伊となる。井伊及び其の臣下長野、宇津木、及び其の一味九條家の諸大夫島田左近の如き徒が、最硬派とも云ふ可く、彼等は太抵のところでは喰ひ止めず、切り止めず、飽く迄も徹底的に反對者を追撃し、遺類なからしめずんば、休せざらんとするの氣勢を揚げつゝあつた。乃ち此の如くして安政大獄は所謂大獄として進展し來つた。

【二五】 間部、酒井對長野、宇津木 (三)

井伊派全勝の凱歌

尙ほ十月廿二日附、宇津木より長野に與へたる書翰は、京都に於ける井伊派全勝の凱歌とも云ふ可きもの。而して如何に長野、宇津木の徒が、腹黒さかを、自證するに足るものがある。

九條復職を肯ぜず

去十二日付之御書付、同十八日に著拜見候……然ば去る八日、二條殿(齊敬)九條殿え御越、今度主上御疑念被爲晴、關白内覽共御辭退御差留被遊度思召に候間、表向被仰出候は、御請被成候様との御事に候處、御病氣にて御辭退被成候は、又々御越し、御諭し被成候處、何分御猶豫御願被成候由。此れは九條尙忠が、復職の御沙汰を、二つ返事にて御受け申さず、兎角出溢りてゐることを云ふ。右は三條殿、正親町三條殿等、近衛殿と御相談之一計略にて、御復職之上、條約一條御難題被仰出、夫を御取持被成候は、彌彦根より内通致し、賄賂に耽り、關東之最負被成候に付、正邪分明に相成不申ては、飽迄御辭職御決心之由。此の如く對手方の腹の底を見越して、九條尙忠は、容易に復職を肯んじなかつた。此れと申すも長野、島田等の入智慧であることは、別段理る必要はあるま

賞罰分明
取扱の要

御所司代(酒井忠義)には、三條殿、近衛殿え手寄、兎に角御復職に成さへすれば、宜との御手段、夫にては悪謀方奸計に落入候旨、段々御申立被成候得共、御用ひ無之、左候ては不々容易一事に付、貴兄(長野)御手紙太田様(間老太田資始)へも御見せ、正邪分明之御取計に相成不申ては、御安心之場に至り不申、田安殿始、御一同今日之御取扱振にては、深く御配慮被成候間、善惡に隨ひ、賞罰分明に御取計可被成。尤右様相成候は、容易に御埒付には相成申間敷に付、御越年之御覺悟にて、御取計被成候様にと嚴敷被仰進候趣に御座候。

根本的
要因の禍

此れは井伊から間部への訓令のことだ。間部、酒井は、唯だ表向き始末さへ付ければ、それにて事は成就したりとなし、井伊側は根本的に其禍因を根絶せしめんとす。

此御手紙(井伊より間部へ)著いたし候は、貴地(京都)之御模様も變り候様可

恐れ多き
事

九條派成
功復職

相成、御所司代之御取扱、何共合點不參次第、夫に付十倍之御苦勞奉察候。今度之一條、一時之事には無之、積年之隱謀と相聞へ候間、急には解け兼候事に可有之、何分御氣根よく御忠勤奉仰候。

以上は井伊から間部、酒井への注文に就てのこと。右は手廻しに相認置候處、十五日付之貴書、同廿一日に著、十五日夜宸翰之勅書を以、是迄種々他之申口に御迷ひ之事、委細御書取にて、關白内覽共、是迄之通り御勤被遊候様との御書御頂戴被遊候由。

此れは九條尙忠が、恐れながら孝明天皇より、誤り證文を取つたと申す意味に相聞ゆ。當時の事、實に云ふに忍びざるものがある。

十六日表、向之勅命難有御請可被遊と御決心に相成候由。左候得ば、條約を始、公武御合體、萬代不易之治道無疑、恐悅至極之旨、被仰下、扱々難有仕合、早速御紙面奉入二御覽(井伊)候處、誠に以御滿悅、是と申も殿下(九條)之御精忠、左近殿、岩崎殿、淺田殿等之御忠魂、天に通じ、萬民

之幸福不_レ過_レ之_レ、御紙面繰返し御覽被_レ遊、殊之外御喜悅、中々難_レ盡_二筆紙_一次第に御座候。

如何にも喜色紙上に溢れてゐる。九條家萬歳だ。井伊派萬歳だ。

段々之御忠精により、今日之場に至り候事、御手柄とも何とも申上様も無_レ之、餘り嬉敷、夢之様に被_レ存候事、御座候。此上は如何にも奸計を廻し候共、もはや大丈夫とは奉_レ存候得とも、如何にも尖_二奸黨充満_一いたし居り候事に付、聊無_二御油斷_一御成功偏_二奉_レ祈_一候。

志士審問

此の如く斷然此方に地步を占めつつ、反對派を屏息せしめて、九條尙忠は、復職した。然も志士審問に付ては、尙ほ左の經緯があつた。

別紙得_二御意_一候。小林、金田、關東へ御呼寄御吟味と相成不_レ申ては、何分手ぬるき御吟味にて、埒明不_レ申旨、尤に御承知、御談じに相成候處、右様手ぬるく埒明不_レ申ては、被_二召呼_一候事可_レ然候得とも、關東にて御吟味に相成、京地え被_二仰進_一候様にては、手跨ぎに相成、御手後れに相成候。

志士江戸

事に付、町奉行にて行届き不_レ申事に候はゞ、御所司代、下總守様にも、御透聞にも被_レ成、嚴敷御吟味に相成候て可_レ然旨、御評決に相成、其旨被_二仰遣_一候に付、御行届に可_二相成_一と思召候。右にても不行届に候はゞ、尙亦御申越被_レ成候様にと被_二仰出_一候。以上。

此れにて見れば小林、金田等審問の手ぬるきにより、江戸に召喚の上、江戸にて行はんとの評定であつたが、先づ緊敷京都にて厲行せしめ、それにて尙ほ思ふ様に參らざる節は、改めて評定することとなつたものと思はる。然も小林等が、到底江戸に下る可_二運命_一を持つてゐたことは、後日の事實が、之を語りてゐる。

第五章 九條尙忠復職

【三六】 九條尙忠復職の順序 (一)

正議派身
邊の危殆

問部の入京は、狼が群羊の中に闖進したるが如く、異常の衝動を、朝廷に與へた。然も其の前後に於ける有志者の逮捕は、愈よ恐怖の雰圍氣を濃厚ならしめた。而して其の有志者の中には、單に民間の浪人ばかりでなく、或は水戸藩の京都留守居鶴飼父子の如き、鷹司家の諸大夫小林、及び金田の如きあり。而して近衛家に於ける月照和尙の如き、漸く身を以て京都を脱出し、今は近衛、鷹司、三條、其他正議派の身邊も、愈よ危殆に薄りつゝあつた。

公家恫喝
さる

内藤豊後守(正親)鷹司殿に参り申して曰、關東、鷹司、近衛の九條殿に迫るを憎み、之を遠流に處するの議あり。早く自から其罪を首するに非んば、事必不測に出でんと。鷹司父子大に駭く。遽に自ら引退す。近衛殿亦畏る。

九條復職
内諭

内覽を辭するに至る。「安政紀事」
此れは事實である乎、否乎を確めざるも、事情は恐らく此の通りであつたらう。而して其の威嚇は更らに一層の上へ及んだであらうと推察せらる。兎に角鷹司父子遠島の一件は、具體化せざる迄も、薄々其の評議のありたるは、既記の文書に徴しても知ることが出来る。「參照 二二」斯る次第であれば、如何に主上が御當惑あらせられたる乎は、恐察するに餘りある。

されば必然の勢ひとして、一方には近衛、鷹司等の辭職、他方には九條の復職が出で来ることは、決して意外でもなければ、不思議でもない。乃ち十月八日には、既に復職の内諭が、二條齊敬もて、九條尙忠に致された。繰り返す迄もなく、二條齊敬は、九條關白辭職勸告の御使者をも、前さには承りたる者であつた。「尙忠公記」に曰く、

十月八日二條亞相(齊敬)入來、面會之事被レ請云々。雖レ然存意有レ之間、相理て、以ニ大納言、中納言、中將面會之儀頼入、則二卿面會にて、被ニ申述

候趣意如左。

此れは九條尙忠が、自身面會を謝絶し、其の代理として九條幸經、道孝の二卿をして面會せしめたと云ふのだ。尙忠直接の面會は、定めて行き掛りを生ずる虞れあつたが爲めであらう。

二條齊敬
叢旨傳達

過日當職(關白)辭退之儀、不レ被ニ聞食ニ之處、少々御事變に付、近々辭職之事御指留、并内覽等如レ舊可レ被ニ仰出一問、必御請可ニ申上一旨、先内々篤と申含之儀、御沙汰に付、御請之處、可レ承旨被ニ申傳一と云々。

以上は二條齊敬が、叢旨を傳達したるもの。惟ふに二條齊敬が、叢旨を奉じて、九條關白に辭職勸告に出掛けしたのは、九月二日であつた。然るに今や一ヶ月餘——十月八日——にして再び復職の勸告に出掛けんとは、實に此の一ヶ月間の時局が、如何に急激に變遷したるかを推察す可きであらう。

右等之儀内々御沙汰振には有レ之候故、兩人(幸經、道孝)より口演之處、間違之邊を思、亞相(二條齊敬)迄、以ニ書取一内々勸答言上之案文。

九條勸答
案文

御内々深以ニ御思召、辭職事御指留之御時宜之旨、蒙ニ御沙汰一畏承候。然る處元來持病勝、殊此度之所勞、今以快氣不仕、唯今は恐入候得共、御請難申上、以ニ御慈憐一猶豫奉ニ歎願一度、併其内にも全快も仕候節は、甚恐縮には奉存候得共、御憐愍之程奉願候。吳々も此頃之所勞にては、迎も再勤御理申上度、此段宜御取繕ひ、御内々言上可レ給御頼申入候事。

尙忠

九條氏底
意

九條尙忠其人は、復職の御沙汰を、咽から手の出る程待ち受けたるに相違ない。然るに今や斯る御沙汰を拜したからは、二つ返事にて、恩命の忝きを拜す可きに、左はあらで、斯る文句を並べ立つるは、果して如何なる底意ありて然る乎。そは穿鑿する迄もなし。彼は此機會に乗じて、其の地歩を占め、十二分の好條件の下に、其の復職を行はんとの下た心に相違あるまい。彼が全く固辭するつもりでなきことは、「併其内にも、全快も仕候節は」の一句を

挿入したるを見ても、之を知るに難くない。

【三七】 九條尙忠復職の順序 (二)

九條氏手

九條尙忠は、決して一個の好々爺ではなかつた。彼は少くとも其の進退に就いては、堅實なる、安全なる、且つ巧妙なる手段を取つた。

夕景再二條亞相入來、過刻之儀、内々及二言上一候處、最には被二聞食一候得共、何分今再應御請之處、可二申述一之趣、演舌之事。但息兩人(幸經、道孝) 面會也。

御請即答之趣旨

段々厚御思食之儀は、深恐入敬承候。乍併過刻も申上候通、唯今即事御請申上兼候故、何卒兩三日御猶豫得度勘考之上、御請言上、彼卿

齊敬迄口上

迄、内々可二申上二之旨也。

如何にも九條尙忠は、再度の入來を豫期してゐたのであらう。其の答辭中「何卒兩三日御猶豫得度」が、眼目であらう。而して彼は更らに左の如く、其の意見を陳述した。

右之次第に付、齊敬卿(二條)迄、口上之御趣意。

辭職御指留、御請内々猶又達て可二申上二之旨、厚蒙レ仰難レ有 奉二敬承一候得共、所勞之上、御時節柄非分職、實以恐懼之至、自今勤仕愚昧不レ當ニ其任、尤 慚懼所に候。且又辭職可二申上二之砌、御答御沙汰之御文中にも、何共不レ得ニ其意一候。此儘にて變夷之一條は格別、萬事に執柄之所置、危存候。

右御書取之處、於二尙忠一は實以御隔意申上候。意念毛頭無レ之存候得共、乍レ恐何分にも、於レ上不レ得ニ其意一と被レ遊候時は、尤 御疑惑被レ爲レ在候哉と恐察候。是等之御思召之場合、再勤仕候共、朝暮重職之身にては、

保障を欲してか

九條正議派に迫る

進退増危、又萬事に執柄之所置危被_レ思召_一候との御書取之處も、深恐入、心中屈托仕_レ候。夫に付ても、微臣之性質愚癡不_レ有_二非常才_一汗流心戰候て只々誠恐_レ不_レ少_レ罷居_レ候。右等之邊御憐愍給_レり、叡念被_レ爲_レ解可_レ給_レ御時宜合にも候や。貴卿(三條齊敬)には、如何様御承知も候哉。内々承度、猶其上にて、御請等之儀、可_レ申上_一心得に候事。

此れは九條尙忠其人が、復職に先ち、主上よりの御保障を得んとの下心に、斯く申し出でたものであらう。乃ち主上をして前言之御取消を願ひ、云はゞ主上より一通の御誤り證文を受取りて、而して後復職の御沙汰に應せんとの下心であつたのであらう。而して彼は更らに一步を進めて、

乍_レ序御尋試_一候。内覽は兩人にも相成候哉。是又内々承度存候事。此れは近衛忠熙も、既に内覽であれば、彼と借にす可き乎、否乎との一問だ。九條尙忠は、宛も破竹の勢もて、正義派に逼り來つた。而して恐れながら正義派の奥には、孝明天皇の在はせしことを、記憶せねばならぬ。

朝廷評定の結果

潮合見計ひの結果

然も此の如く十月八日に、再度迄も、内勅を奉じて、二條齊敬が九條邸を訪問したる所以は、朝廷に於ける、御評定の結果であつた。そは内大臣一條忠香の日記によれば、

十月七日……今日御用之儀に付被_レ召、則_レ伺候……右府(鷹司輔照)三條前内府(實萬)以前より被_二參居_一也。後二條大納言入來、後議奏徳大寺大納言入來、予二條兩人被_レ召候儀、被_二申渡_一、兩人參上、御常御殿にて御對面被_レ爲_レ在、此度關東老中間部下總守より所司代へ差出_レ候。半切書付三包拜見致候也。

此の書付は則ち既記の通り(參照 安政大獄前篇 七一、七二)江戸幕府老中よりの指令にして、それを十月六日、酒井所司代より上申したるものだ。此れ九條關白辭職の報、江戸に達したると同時に、江戸に於て定めたる方策であつて、既にその旨は、京都にも兩傳奏を通じて、通達してあつた。然もそれが何故に十月六日に於て、提出せられたる乎は、決して偶然ではあるまい。それは此の一

大砲丸を打ち込む好潮合を見計うた爲めであらう。而してそれが正しく命中して、十月七日の朝議となり、十月八日の二條齊敬が、内勅を奉じて、再度まで九條邸訪問となつたのだ。

〔二八〕 九條尙忠復職の順序 (三)

昭和六年一月一日、茲に六十九歳の新正を迎へて、大森山王艸堂に於て、近世日本國民史第四十一冊の前稿を書き續き始む。祈るところは、唯だ本書の完成のみ。

扱も酒井所司代が、十月六日に提出したる書付なるものは、左記の三通であつた。(参照 安政大獄前篇 七一、七二)

關東の九條辭職の反對

十月六日所司代上申書

九條關白殿、一昨年被レ蒙ニ重職ニ深被ニ畏入ニ候得共、其後持病差發、到此頃、逆上強健忘、迎も急速快氣之期如何可有之哉。繁務之御時節被ニ恐入ニ候付、辭職之儀被ニ相願ニ候事故、願之通勅許被レ遊候て、近衛左大臣殿へ、關白宣下可有之、被ニ思召ニ候に付、御内慮被ニ仰進ニ候間、思召之通無レ滯相濟候様宜ニ取計ニ旨被ニ仰聞、則關東へ相達及ニ言上ニ候處、御内慮被ニ仰進ニ候儀、彼是御斟酌被ニ思召ニ候得共、九條殿未格別御老年と申にも無レ之、其上當職御間も無レ之候間、御差留被レ遊候様被ニ思召ニ候旨被ニ仰出ニ候間、此段程能、御兩卿(萬里小路、廣橋)へ御達可レ申旨、年寄共より申越候事。

十月

此れにて見れば、關東からして全く九條關白辭職の一件は、反對を表明して來たものだ。

反對表明の露

九條關白殿、當職辭退之事、被願申候。願之通勅許候て、近衛左大臣殿へ、關白宣下可有之被思召一候。御内慮之趣、關東へ宜申入一旨、被仰聞。則關東へ相達及二言上候處、九條殿御辭職御差留別紙之通被仰進一候間、其御兩卿へ宜御達可申旨、年寄共より申越候事。

此れは前文に副うたるもの。如何にも關東から極めて露骨に、反對を表明したものだ。而して更らに左掲の別紙を見よ。

幕府の慮反抗

九條關白殿内覽之儀も、被辭申候付、當時繁務之折柄候間、直被二聞食一近衛左大臣殿へ、内覽宣旨被下旨、私心得迄、内々被二仰聞一候趣、關東へ相達及二言上一候處、九條殿辭職差留、別紙之通、被二仰進一候に付ては、内覽之儀も、是迄之通被二仰出候様被二思召一候旨被二仰出候間、私心得候て御兩卿へ御達可申旨、年寄共より申越候事。

此に至りては既成の事實を、取消すものにして、如何に幕府が積極的に、正面より御慮に反抗したかを察するに餘りある。

朝廷の衝動多大

以上の三通が即ち前掲一條忠香の日記に「關東老中間部下總守より所司代へ差出候半切書付三包拜見致候也」とあるものだ。(參照 二七)斯る表向き殆んど喧嘩腰にて申通したる程なれば、それが朝廷に多大の衝動を與へたるは勿論のことだ。されば朝議が、之に服従するを以て、尤も賢明の方法としたるは、餘儀なき次第だ。

主上御心配

内大臣一條忠香日記に曰く、右は過日九條關白尙忠公、兎角所勞勝に付、關白辭退にて、近衛左大臣宣下有之哉否、御内慮被二仰進一候處、尙忠公格別老年と申にても無之之間、此度は關東より差留に相成、且内覽も如元被二仰付一候様と之儀也。

前掲三紙の意味は右の通り、御慮を悉皆翻さんとするのだ。存外之儀出來、主上には折角色々御心配被爲在候處、右様之次第に相成、實々恐々入次第に候。全く恐れ入りたる次第だ。

此儀彼是と御沙汰有之候得ば、老中より暴政を以て、左府、右府、忠香、三條等を、何様可申聞候哉も難計、依て左様に相成候はゞ、朝廷之御衰に相成候哉と存候儘、何れも此度は穩當之御沙汰にて、關白を一先可被差出一哉と之評議也。

此の如く滿廷の恐怖は、遂ひに關東の意見に屈服のこととなつた。此れは當時の朝廷としては、誠に已むを得ざるものであつた。

〔二九〕 九條尙忠復職の順序 (四)

忠香承服

一條忠香の日記は、尙ほ續く。
予(忠香)へも所意申上候様と之事故、乍恐此度之儀は、外夷之一條にて不_レ被_レ爲_レ在候間、穩當に御返答被_二仰遣_一候哉。於_二忠香_一は何共難_二申

二條氏ま
た同様

上_二候儘_一、寂慮に被_レ任候様、奉_二願置_一候事。
忠香も亦た承服説の一人であつた。此際に於て何人か關東を相手として、抗爭するの意氣を示し得るものある可き。

二條家も御返答被_二申上_一、議奏徳大寺大納言、坊城中納言代替、正親町三條中納言、傳奏廣橋前大納言、萬里小路前大納言、伺候にて、御返答申上置候也。

九條家へ
申入方

是等も皆な御多分に漏れなかつたことは、云ふ迄もなし。
別段二條亞相御前に被_レ召、明日九條家にて申入候節、關東より申來候儀は、手軽く申述と之御沙汰に有_レ之。

此れは孝明天皇から二條齊敬を、明八日九條邸に復職の内旨を齎らし、御遣はしになる際に關東の抗議によりて斯くするとありては、如何にも面白くないから、此事は手軽くし、主上の御思召にて、斯く命せられたる旨を申す可しとの御沙汰であつた。實に左もある可き事と恐察する。

在廷諸臣の心事

關東の威壓を恐る

一條忠香は、更らに如上の件に付、斯く語りてゐる。
 過日勅書之儀も内々拜見致、能々之御心配故、右様迄に被遊候次第を存候得ば、實に何共恐々入候次第、關東老中非道を以取計候大惡人にて有之、乍然聊にても、朝廷之御衰に相成候ては、甚以恐入、たとへ左府(近衛忠熙)右府(鷹司輔熙)忠香(一條)三條(三條實萬)何様之罪條と成候共、身は屯と構不申候事ながら、朝廷之御威光衰候段實々恐々入候事故、此度之處は、過日より御内慮畢竟、關東へ御相談之儀に候間、關白職被召止候方、實々御無難と皆々乍恐申上居候事。

此れは單に一條忠香のみならず、何れも在廷諸臣の心事であらう。今更ら關東の抗議に反對し、叡慮を徹底せんとせば、必らず關東より承久の故例をも援き來るに相違なく、斯くすれば逾よ朝威地に墜つるの結果を來たすから、せめて斯る窮地に朝廷を擠さざる以前に、叩頭するに如かずとの衆議と認む可きであらう。「關東老中非道を以取計候大惡人にて有之」との一句は、朝廷

勅使九條邸参向の順序

酒井氏遊説の効果

の立場から見れば、蓋し適當の評語であらう。乃ち此の如き内評定の後、十月八日二條齊敬は、九條邸に赴いたのだ。
 尙ほ此の内評議の前日、十月六日、即ち酒井所司代から、江戸幕府の抗議書〔参照二八〕を提出したる當日、議奏中山忠能は、左の如く記してゐる。
 十月六日戊申、實愛卿(正親町三條)來談ニ大義明(七日)巳刻(午前十時)又參集可有評議一故也。大事之内、表裏之論打交、是非實難決之條有之、可熟案注紙進ニを一策(原注、五月以來第三度)無採要者、國家之大事目前也。殿下(九條尙忠)辭退替之事、關東又逆ニ叡旨有之旨、今日武傳言上云々。凡君臣之禮、亂失可敷。
 此れが六日の事だ。されば所司代が六日に抗議書を差出し、七日に内評定、八日に内旨を齎らして、九條邸に勅使訪問の順序、以て知る可し。尙ほ中山忠能の日記に、
 七日己酉、忠義朝臣、述三赤心報國之至誠、論公武安全之計策(原注、其實如何)

依之今日於省中、有二内評之趣也。

とあれば、所司代酒井忠義も、關東よりの抗議に朝廷の屈服せらるゝことが得策である旨を、精一杯に遊説したものであらう。忠能は更らに記して曰く、

只中山非屈服説

關白依二所勞二辭退、左公(近衛忠熙)へ可有二宣下二哉之事、關東有ニ申旨、明日(八月)以二齊敬卿(二條大納言)一被二仰下、明後日(十月九日)表向被ニ召留一哉之由也。朝議淺浮可レ歎可レ歎。明朝送ニ書狀於三條黃門一述ニ所存一有ニ予度々諫言一無ニ採用之人一。況重喪籠居、唯大長歎息而已。

此れによりて見れば、中山は屈服派ではない様だ。然も彼は喪に居て籠居したれば、廷議に列するを得なかつたものであらう。「朝議淺浮可レ歎可レ歎」の一句は、硬派たる彼から見れば、是亦た尤の申分と云はねばならぬ。

【三〇】 九條尙忠復職に關する宸翰

九條自重

九條尙忠は、前記の如く(參照 二六一—二九)此の機會に飽迄自個の地歩を占め、位置を鞏くして、其の本職に復せんことを易め、容易に復職の内旨を奉せず、彼是と勝手な注文を持ち出した。而して其の結果が實に恐れ多くも、左の宸翰降下となつて來た。

九條申分陳述

(上略) 抑今度尊公(九條尙忠)辭表被ニ差出一候に付、再三以二二條亞相一召留候處(參照 二六、二七)速に無御承知令ニ心配一候。此れは御尤の次第だ。十月八日、大納言二條齊敬が、兩度までも、内旨を奉じて、九條邸に赴いたが、九條尙忠は、直接面會を肯せざるのみか、書取を以て、種々の申分を陳述した。

然る處昨日(十月十一日)同卿入來(二條齊敬)再應仰之趣、關白(九條尙忠)へ申渡候處、以ニ中納言、中將(尙忠の子幸經、道孝)、右書取にて差出候處、一了

間にて、返答難致間、内密にて爲見由にて、一封被送。
此れは二條齊敬が、獨斷にて返答出來かぬる故、その書取を主上まで差出したるを云ふ。

至尊釋明

即令披見候處、先達て右府(鷹司輔照)へ遣候書狀之中、文言意味御心配之趣、右(御名)疑念解候半ねば、御承知難被成之旨、令承知、御配慮之段御尤、御氣毒之至に候。右實は種々承候儀共有之、不審にも存候間申入候事、輕率淺慮之段、深令二心配一候。
至尊をして輕率淺慮など、御釋明の御言葉を出さしむるは、如何にも恐懼の至りである。

全然氷解

今度段々承候得ば、最早疑念も無、全氷解致候事に候。
此れは恐らくは事實ではあらせられまい。但だ當時關東の氣焰頗る猛烈にて、間部詮勝が、如何なる暴政も行ひかねまじき氣勢を、御所の附近にて示しつつある爲め、已むを得ず九條關白を復職せしめねばならず。彼を復職せしむる

には、斯る宸翰を賜はらねばならぬ。乃ち關東暴政回避の方便として、此に出でさせ給うたのであらう。事實は決して御氷解あらせられたのではあるま

主上御腹中

全體(御名)腹中は、兼て申入れ御承知之通に候間、此後は御掛念無之、早御入來有之、是迄通り、無御隔意、萬事御取計被盡忠魂一候様存候事。

内覽の事

如何にも拜讀するだに、恐懼の至りに勝へない。而して更らに九條尙忠が、近衛忠熙に内覽を御命じ遊ばされたるからには、今後は内覽は自分と近衛と兩人なる乎との間に對して、左の御追伸がある。

内覽の事も、便に申入候。於此事は、假令兩内覽と申候共、左府(近衛忠熙)承知有間敷存候。既に先達て固辭、右府(鷹司輔照)へ被仰付一候様、超越に成候共、無存意、實に困り之由にて、無承引、嚴重に申候得共、差當上薦之事故、強て申渡、漸御受到成候處。元來此一條不承知之事に

て、無據御受候様子に候間、今度は所全承引有間敷と存候。且又兩内覽と申も、異様之事故、尤御出仕之上は、兩内覽にて無之心得、尋常可然存候事(下略)。

十月十二日

此の花

關白殿

此の如く近衛忠熙は、本來内覽を辭退し、之を右大臣鷹司輔熙に譲りたるも、其意を得ず。進退困難、漸く嚴命もて旨を承けたるものにて、此際は固より辭退するに相違なかる可く、九條尙忠は、兩内覽でなく、彼一人の内覽のつもりにて出仕せよとの仰である。

關東威歴
極まる

固より九條の辭表も論旨に出でたる程なれば、當初の目的は、近衛忠熙を關白たらしめ、朝廷には一切正議派のみにて、關東方は、一掃あらせらる可き、御つもりであつたに相違なければ、内覽なども近衛忠熙が斯くまで、辭退したとは思はれず。されば此の宸翰は、全く九條尙忠を、復職せしむるばかりの方便としてのものであることは、恐察するに餘りある次第だ。乃ち關東の威歴も、此に至りて極れりと云はねばならぬ。

【三二】 九條關白の復職

近衛氏以
下外夷係
辭退

九條尙忠は、十月十二日附にて、既に至尊から畏れながら「誤證文」とも申す可きものを得た。而して翌十三日には、左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙、内大臣一條忠香、前内大臣三條實萬等、何れも外國事件の廷議に參與することを辭した。此れが固より自發的の辭任でなかつたことは云ふ迄もあるまい。尙忠公記に曰く、

十月十三日自武來狀

左大臣殿

右外夷一件御評議御用理被ニ申上^一及ニ言上^一候處、先被ニ聞召^一候旨、被ニ仰出^一候。此由宜願ニ洩達^一候也。

十月十三日

關白殿諸大夫中

光成(廣橋)

九條復職の爲の作用
上記の諸臣は、何れも至尊の尤も信頼し玉ふ者、特に近衛、三條などは、常に至尊の御相談相手であつた。彼等が國事——外國に關する——に參與せずんば、誰をか參與せしめ玉ふ可き。然るに事此に至らねばならぬとは、能くく幕府の壓迫の然らしめたる事が判知る。惟ふに是れも亦た九條尙忠復職の爲めに、其の道路を清むる作用の一つであつたらう。尙ほ十月十六日には、鷹司輔照は、右大臣隨身兵仗等を辭した。

鷹司輔照

右却下

外夷一件掛辭退事情

良典朝臣(小林民部權大輔)儀、從來數度太閤(鷹司政通)蒙^ニ勘氣^一候儀、兼て其性質乍存、舊冬就^レ無人、太閤へ尋候處、深は不可用様承居任用候處、過日町奉行所呼出に相成、事件尋問之趣不容易次第、自然公武御隔意之邊にも可^レ及歟と、恐懼之至。且先日來所勞押て出仕は、致居候得共、止飲之症之由、醫師も申聞、中々出仕も無^ニ覺束^一候儘、當官辭退之儀、偏に相願候事。

併し此の辭表は、御前に止められ、十八日返却せられた。此の辭表は、伏見町奉行禁裡取締内藤正繩の勸告に出でたる旨(安政紀事)との説あるが、何れにしても小林一件の爲めであることは、上記の通りだ。但だ一時返却せられたにせよ、他日の大掃除には、到底免れ難き運命であらう。尙ほ近衛等外夷一件掛辭退の事情に付ては、一條忠香の日記に、左の通りの記事がある。

十月十三日乙卯晝後陽明家(近衛邸)へ參上。左府父子(忠照、忠房)面會也。後左

府(近衛忠熙)より咄有之、此度外夷一件左府、右府、三條、前内府等先々御
 理被ニ申上^一也。幸武傳廣橋陽明へ入來有^レ之候間、忠香にも、當年三月
 下旬頃より外夷之儀に付、御相談被^レ爲^レ在候て、左府公始列末に、加居候
 得共、忠香甚不調法者、先此度御断申上候積也。廣橋へ申入置(中略)
 初更半頃歸宅云々。戌刻頃(午後八時頃)武傳廣橋前大納言非藏人口より招に
 付、森澤丹後介差出候處、切紙を被^レ渡也。
 過刻被^ニ仰上^一候御理之義、及ニ言上候處、先被^ニ聞召^一候旨被^ニ仰出^一
 候事。

九條復職
障礙物除

此の如くして九條復職の障礙物は、殆んど一切取除かれた。而して十月十九日
 に至りて、九條尙忠の關白辭職は、愈よ撤回せられ、更らに内覽宣下あらせら
 れ、同時に近衛忠熙の内覽辭表は聞き届あらせられた。

十九日辭職御差留仰詞

近衛氏内
許辭退聽

頃日依^ニ所勞^一辭職之事、雖^レ被^ニ願申^一未^レ及^ニ老年^一、尤輔佐委任之器、保護早

可有^ニ出仕^一旨、被^ニ仰下^一候事。
 同日更に内覽宣下。

とある。

關白從一位藤尙忠(六十一)、九月四日辭^ニ内覽^一、十月十九日賜^ニ内覽宣旨^一
 左大臣從一位藤忠熙(五十一)、九月四日賜^ニ内覽宣旨^一。同月十六日著陣、十月
 十九日辭^ニ内覽^一。

此の如くして、九條關白に代ふるに、近衛關白を以てする計畫は、見事に失敗
 し、茲に愈よ九條派の全勝となつた。

第六章 間部の參内と言上

【三三】 徳川家茂の將軍宣下

將軍宣下
運動

京都正議派の魂膽にては、將軍宣下を引き延ばし、之を交換條件として、關東をして朝廷の旨趣を奉戴せしめんとした。然も關東に於ては一日も速かに將軍宣下あらせらる可く、運動に油斷無つた。

九月五日所司代上申書

將軍宣下之儀に付、別紙を以、及御内談一候趣、當節目々差向候御國事御多端之折柄に候得ば、將軍宣下之御規式は、可成丈御早く相濟候方、萬端御都合も宜候間、其段厚相心得、御兩卿へ程能及御内談一候様、年寄共より申越候事。

御兩卿とは、萬里小路正房、廣橋光成の兩武家傳奏を云ふ。而して其の別紙な

將軍宣下
前例

るものは、

將軍宣下之儀、此度は天明、嘉永之御例、御相當に付、關東より御願不レ被ニ仰進、從ニ禁裏一被ニ仰進一候儀と、年寄共相心得罷在候。尤天明度は、御日間無レ之に付、翌年に到、將軍宣下有レ之候得共、今般之儀は、當年中宣下之御沙汰有レ之候御手續に致し度云々。

とある。されば關東では(第一)京都より自發的に、將軍宣下。(第二)速かに御宣下を希望した。而して(第三)「享保元年有徳院様(原注、從三位權中納言)御相續之節將軍宣下之日、御規式以前、先づ正二位權大納言之御位記、宣旨等御頂戴過て將軍被レ任ニ内大臣一候御例之通被ニ仰出候得ば、別而御都合宜敷候」とある。

然も京都の方では、元來引き延ばしの方針であつたが、幕府が追々と其の猛爪を出し、來り逼る氣勢を示したから、今は朝廷でも其の方針を一變するの餘儀なきに至り、兎も角も幕府の注文通りに遊ばざる可き模様となつて來た。内大

義延朝
ばの引
主引

臣一條忠香の日記に曰く、

九月十日壬午(上略)御前へ被_レ召、將軍宣下、近々御沙汰之儀、關東より過日申來有_レ之、御返答御評議也。右府(鷹司輔熙)より言上、是は平常之事に候へば、無_ニ子細_一候儘、先例之通と被_ニ仰出_一候て、頓_と宜_候得共、當時之時勢故、御一通り之御返答にても如何可有_レ之哉。少々御模様被_レ付、御承知之邊可_レ然哉と被_ニ申上_一。忠香、三條(實萬)二條(齊敬)とも、右府之申條、尤存候儘同意と申上。

引延の義一變

此れにて見れば鷹司輔熙の意見にて、所謂「少々御模様被_レ付」の廟議に決したことが判知る。而して此の鷹司輔熙の意見の背後には、恐らくは小林良典などの意見が存したることは、推測するに難くない。然も此の廟議は、やがて一變した、一條忠香の日記に曰く、
廿七日(九月)己亥今日も寄合に付、午後より參内(中略)三條前内府入來、左府(近衛忠熙)入來後、御前へ被_レ召、將軍宣下之儀御相談有_レ之、先此度は別段

御趣意不_レ被_ニ仰遣_一、先例之通、無難に被_ニ仰出_一候御治定、是今日傳議(傳奏議奏)引籠被_レ居候輩、皆々所意被_ニ申上_一を、御聞被_レ遊候て、多分之方に、御治定之事。

一變の理由

此の如く廟議一變の理由として、同日記には左の通り記してある。
右は武邊此節甚暴道なる取計方之様子相見候儘、禁裏より常並に少しにても替_レり候事、被_ニ仰遣_一候ても、暴之取計可_レ致様子故に、この處にては、何も御所意不_レ被_ニ仰出_一候て、先例之通、御無難に被_ニ仰出_一候方可_レ然と之儀に候事。

將軍宣下

此れにて一切の經緯が分明だ、關東の暴威は、未だ之を實施せざるに既に京都の肝膽を寒からしめた。乃ち關東の注文通りに、十月廿四日參議從三位德川家茂を、權大納言正二位に任叙し、二十五日内大臣征夷大將軍と爲し、隨身兵仗牛車宣下、何れも舊例の如く行はせられた。而して十月廿七日には、將軍宣下に付、關東下向の面々に、拜謁を賜はつた。

廿七日己巳就關東將軍宣下下向、二條大納言殿、近衛大納言殿、傳奏兩卿(原注、廣橋前大納言、萬里小路前大納言)、土御門陰陽頭晴雄朝臣、高倉侍從永祐朝臣、准后使堀川三位親賀卿等、賜御暇、於御學問所、有御對面、御祝酒被出云々。

此の如くして關東は亦た將軍宣下に付き、其の勝利を得た。

將軍宣下の勅使下向

十月廿七日將軍宣下轉任兼任に付二條齊敬卿近衛忠房卿傳奏准后使堀川親賀卿衣紋、高倉永祐朝臣身固、土御門晴雄朝臣等御暇(齊敬卿十一月十五日、忠房卿十二日、傳奏并親賀卿等十六日、永祐、晴雄等朝臣十七日發駕。議奏記錄拔萃)

【三三三】 間部詮勝初めて參内す

間部參内
遅延

間部は入京しても、容易に參内しなかつた。此れは未だ前將軍の喪が終らないとの口實であつたが。其實は飽沓朝廷を威嚇し、存分の目的を果したる後、漸く參内の義務を遂ぐることとなつたのだ、彼は實に九月十七日著京した。而して其の參内は、一個月を経過したる十月廿四日であつた。乃ち徳川家茂に對する將軍宣下の前日であつた。彼が此日を擇んだのは、決して偶然ではなかつた。

間部漸く
參内

十月十九日武傳廣橋被示。來廿二三之内、間部下總守參内、溫恭院(將軍家定)遺言之事、關白殿武傳兩卿へ可申上、右兩日之内、何日御差支不被爲有哉、關白殿兩日共御差支無之由内々可伺被示。

とあるが、然も其の參内は前記の通り廿四日となつた。
十月廿四日丙寅、早天夕立、雷鳴。從巳刻(午前十時)前晴、關東使老中間部